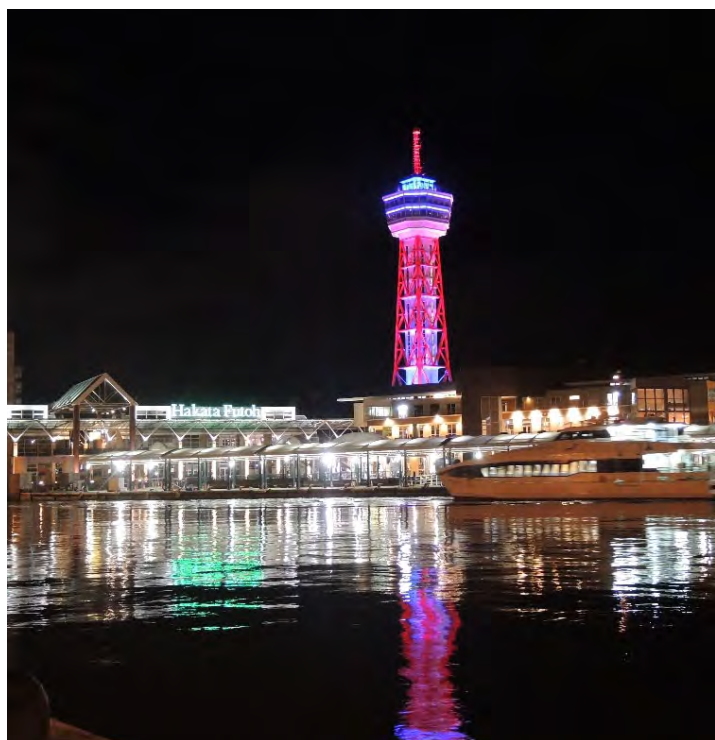
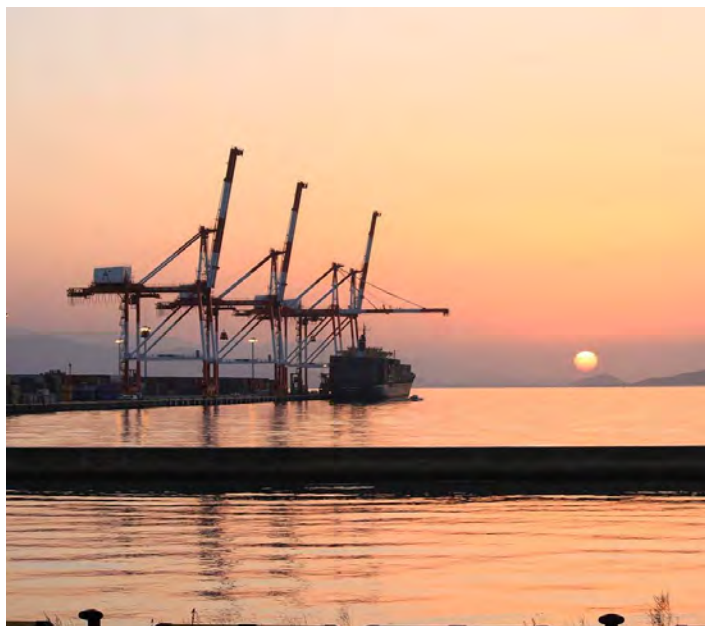


博多港景觀形成指針

Guideline for Landscape Design in Hakata Port



令和3年4月
福岡市港湾空港局
Port & Airport Bureau,
Fukuoka City

目次

1. 指針の概要

- 1) 目的と目標像 P 1
- 2) 本指針の位置付け P 2
- 3) 対象エリア・対象施設 P 3
- 4) 役割・使い方 P 4

2. 景観形成の視点 P 7

3. 景観形成の考え方

- 1) 海（船）からの景観 P 9
- 2) 道路からの景観 P13
- 3) 中央ふ頭・博多ふ頭の景観 P17

4. 実現に向けた配慮事項

- 1) 博多港全体で配慮いただきたいこと
 - i) 道路 P23
 - ii) 建築物・工作物 P27
- 2) 中央ふ頭・博多ふ頭で配慮いただきたいこと
 - i) 道路 P31
 - ii) 緑地等 P35
 - iii) 建築物・工作物 P39

おわりに P45

参考資料

- ・ 樹種候補 P47
- ・ 色彩基準（福岡市景観計画） P51
- ・ 屋外広告物の基準 P54
- ・ 窓口・問い合わせ先一覧 P68

1. 指針の概要

1) 目的と目標像

福岡は、海を通じた交流により成長してきた長い歴史を持つ都市であり、この中で、博多港は大陸との交流の架け橋として、中心的な役割を担ってきました。また、アジア・世界との物の取引や人の交流が活発になる中、臨海部の港湾機能を強化していくことで、市民生活や経済活動を支え、福岡市の成長に大きく貢献してきました。

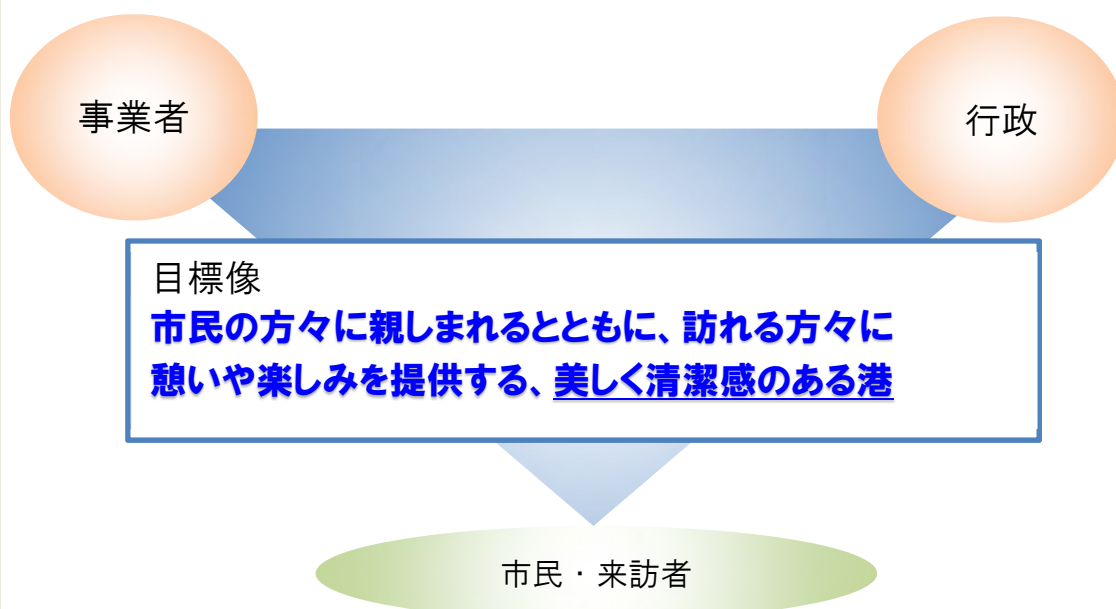
このように、博多港には、福岡市の成長とともに発展してきた歴史があり、海に開かれた美しいみなとづくりを進めるため、シーサイドももち地区やアイランドシティ地区では、景観形成ガイドラインなどにより、良好な景観づくりに取り組んできました。また、クルーズ船をはじめ、国内外の多くの旅客船が発着し、日本有数の海の玄関口となっている中央ふ頭・博多ふ頭地区では、再開発に合わせた親水空間の整備や、おもてなしの景観整備に取り組んできました。

一方で、臨海部の道路整備などにより、市民の方々が港を目にする機会が増えている中、既存のふ頭は、市街地に比べ無機質で殺風景な景観となっており、また、中央ふ頭・博多ふ頭地区では、都心部の新たな拠点として、賑わいや魅力ある景観づくりが求められています。

本指針は、皆様と共に、共有の財産である博多港を、海に親しめる貴重な、潤いを感じられる親水空間として、また、海に抱かれた福岡市の象徴(顔)として、美しく魅力ある港の景観形成を目指し、建築物の新築等を計画する際の配慮事項などを取りまとめたものです。

景観づくりには、関係者が目標を共有し、一体的・持続的に取り組んでいくことが不可欠です。事業者の皆さまには、ぜひこの趣旨にご理解・ご協力いただきますよう、よろしくお願いします。

＜博多港の景観づくりの目標像と一体的な景観づくりのイメージ＞



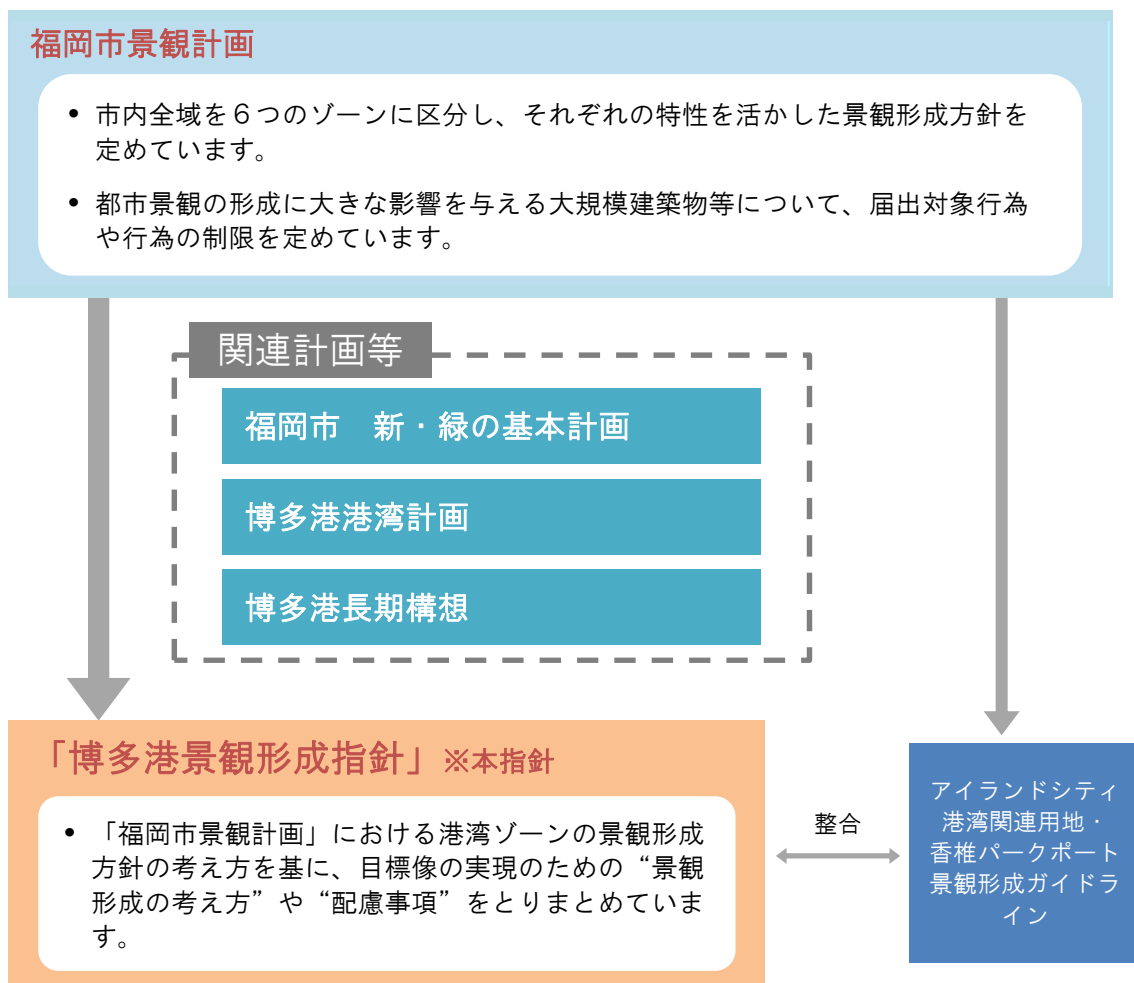
2) 本指針の位置付け

本指針は、上位計画である「福岡市景観計画」で示されている港湾ゾーンの景観形成方針を基本に、関連計画である「福岡市新・緑の基本計画」や、博多港の開発・利用・保全に関する関係者共通の指針である「博多港港湾計画」を踏まえ、博多港で建築物の新築等を計画される際に、事業者の皆様にもご理解いただきたい、“景観形成の考え方”や“配慮事項”をとりまとめたものです。

また、アイランドシティ地区と香椎パークポート地区で既に策定されている景観形成ガイドラインとも整合を図っているほか、ウォーターフロント地区（中央ふ頭・博多ふ頭）においては、現在、再整備に向けてまちづくりの検討がなされており、今後、策定予定の再整備計画等とも連携しながら、良好な景観誘導を図ります。

なお、とりまとめにあたっては、「博多港長期構想」などで、これまでに有識者や関係者の方々からいただいた提案や意見なども参考にしています。

＜本指針と関連計画等との関係＞



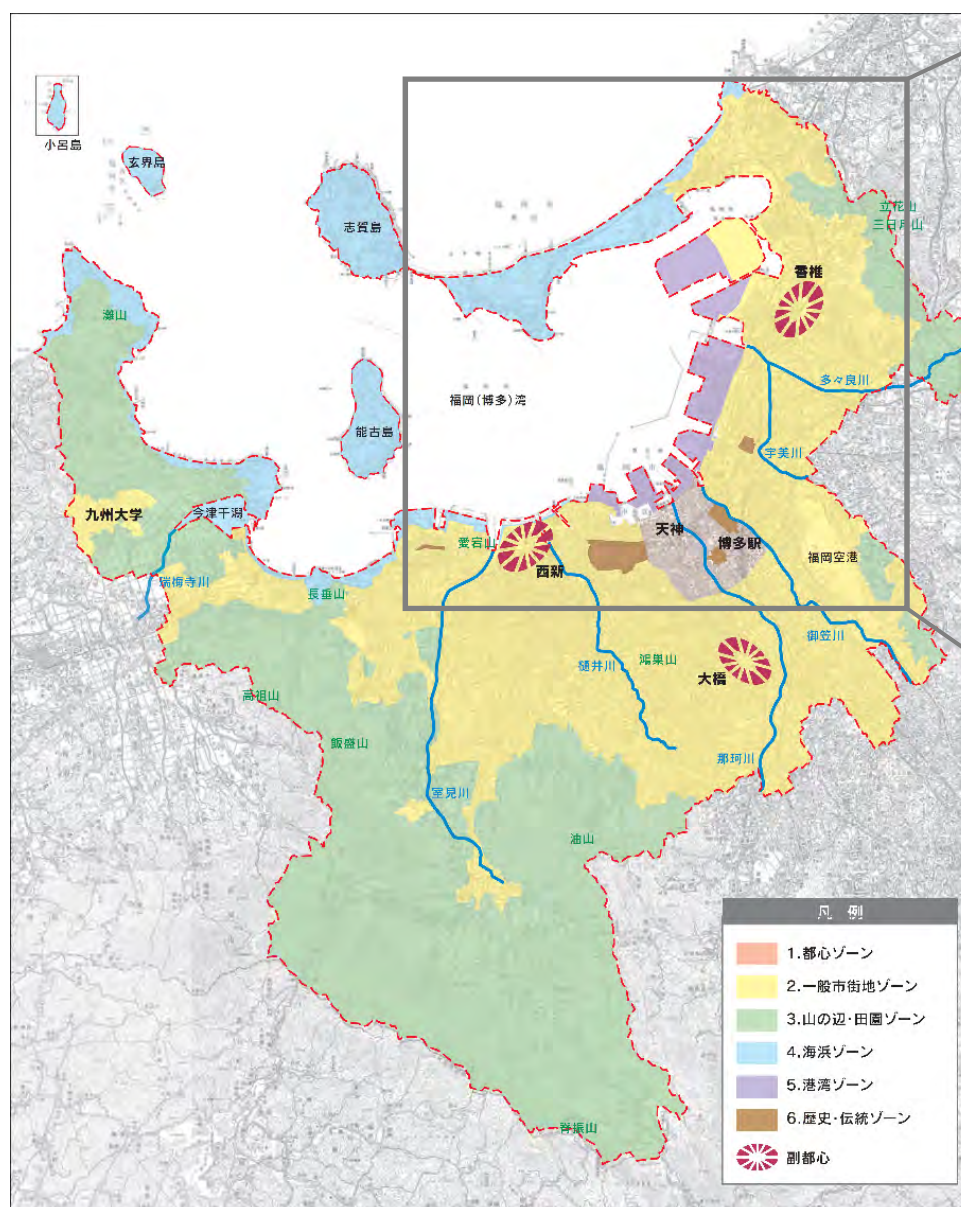
1. 指針の概要

3) 対象エリア・対象施設

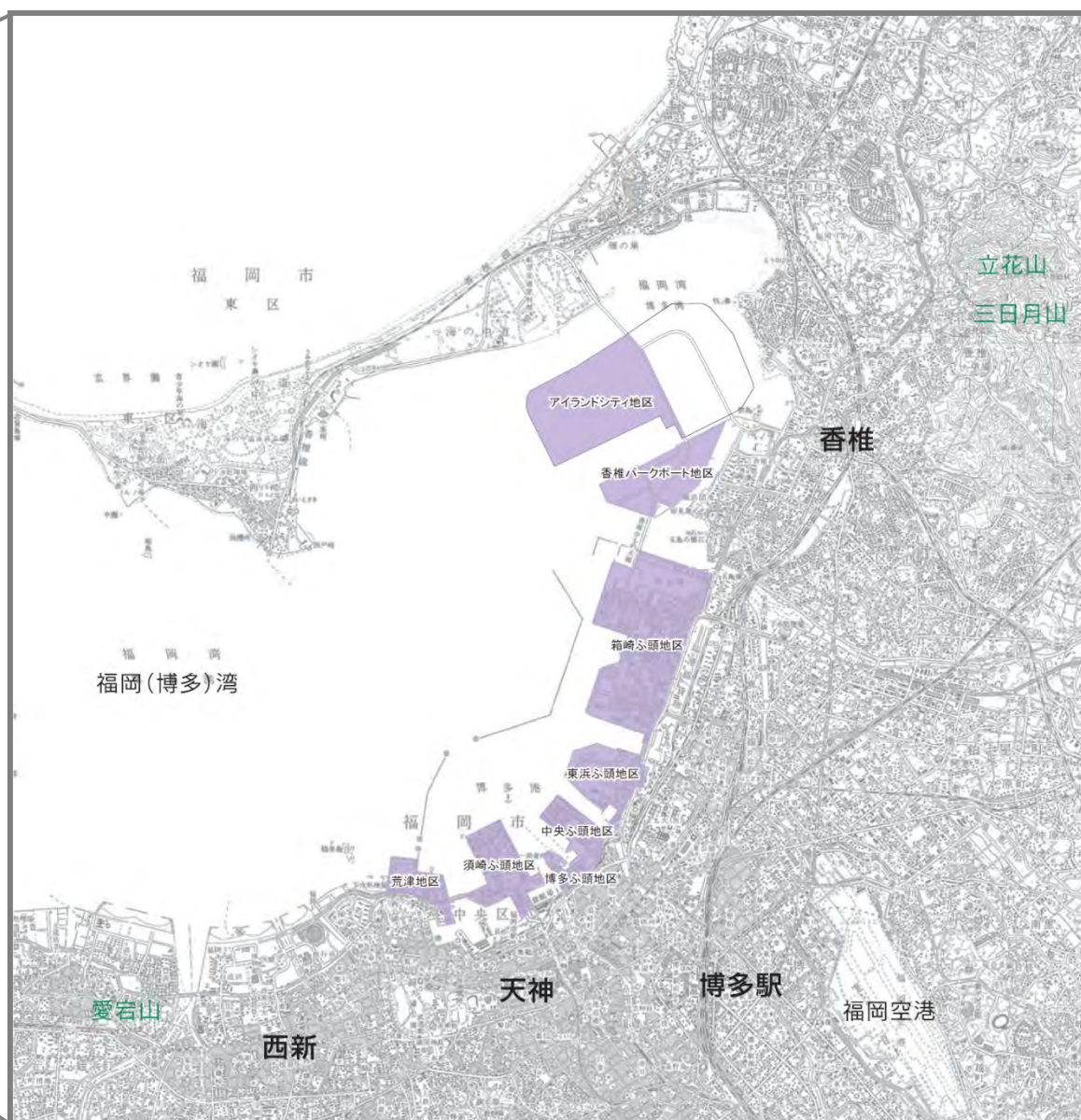
本指針では、「福岡市景観計画」における“**港湾ゾーン**”を対象とします。
(ただし、アイランドシティ地区と香椎パークポート地区内の港湾関連用地については、別に「景観形成ガイドライン」が策定されていますので、そちらをご参照ください。)

また、本指針では、建築物・工作物のほか、道路・緑地や港湾施設などの公共施設も対象とします。

＜福岡市景観計画のゾーン区分（福岡市景観計画より）＞



<本指針の対象エリア>



※アイランドシティ地区と香椎パークポート地区の港湾関連用地では、本指針とは別に、『アイランドシティ港湾関連用地・香椎パークポート景観形成ガイドライン』が策定されていますので、そちらのルールを守って下さい。

1. 指針の概要

4) 役割・使い方

博多港で建築物の新築や改築などを計画される際には、本指針をご確認いただいた上で、景観へのご配慮をお願いいたします。

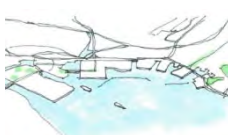
なお、建築物の新築等を計画される際の、本指針の活用フローは以下のとおりです。

＜建築物等を計画する際の本指針活用フロー＞

①計画予定地の確認

- ❑ 建築物の新築等を計画する際は、まず、予定地が本指針の対象エリアに入っているか、ご確認ください。

→ P3, 4「対象エリア」参照



確認

景観に関する協議・相談等

- ❑ 計画予定地やルールについては、随时お問い合わせください。

- ❑ 臨港地区内の行為の届出などの際に、景観に関する協議や相談をさせていただきます。

②景観に関するルールの確認

- ❑ 本指針の対象エリアに入っている場合は、本指針の景観形成の考え方と配慮事項をご確認ください。

→ P9～22「景観形成の考え方」参照

→ P23～44「実現に向けた配慮事項」参照



確認・相談

③景観に配慮した建築物等の計画・設計

- ❑ ルールを踏まえ、景観に配慮した建築物等の計画・設計をお願いします。

協議・相談

④工事の施工・維持管理

- ❑ 協議等の結果を踏まえて、景観に配慮した建築物等の建設をお願いします。

- ❑ 完成した建築物等は、良好な景観が長く保たれるよう、適切な維持管理をお願いします。



【本指針に係る問い合わせ・相談窓口】

福岡市港湾空港局港湾計画部計画課

TEL：092-282-7131, 7133

E-mail：keikaku.PHB@city.fukuoka.lg.jp

※ 左図は本指針による景観への配慮に係る流れをフロー化したものですが、以下の場合は、下記窓口への届出等が必要となりますのでご確認ください。

□ 景観法に定める大規模建築物等に該当する場合

→ 届出対象行為

https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/toshikeikan/keikan_plan/report_3.html

【窓口】福岡市住宅都市局地域まちづくり推進部都市景観室

TEL：092-711-4589

E-mail：toshikeikan.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

□ アイランドシティ地区・香椎パークポート地区内の港湾関連用地に位置する場合

→ アイランドシティ港湾関連用地・香椎パークポート地区景観形成ガイドライン

<http://island-city-miryoku.city.fukuoka.lg.jp/documents/>

【窓口】福岡市港湾空港局アイランドシティ事業部計画調整課

TEL：092-282-7041

E-mail：keikaku-c.PHB@city.fukuoka.lg.jp

＜臨港地区における規制等について＞

□ 臨港地区内では、「博多港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」により、構築物の用途が規制されていますので、ご確認ください。

□ また、臨港地区内で、施設を建設・改良するなどの一定の行為をしようとするときは、港湾法第38条の2の規定により、港湾管理者（福岡市港湾空港局）に届け出る必要がありますので、ご確認ください。

→ 臨港地区手続きについて（届出・規制）

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kowan/keikaku/hakata-port/rinkoutiku.html>

【窓口】福岡市港湾空港局港湾振興部港湾管理課

TEL：092-282-7173

E-mail：kowankanri.PHB@city.fukuoka.lg.jp

※ 本指針の対象エリアは、概ね「臨港地区」に含まれます。

2. 景観形成の視点

博多港は、国際・国内の定期旅客船をはじめ、市営渡船や湾内周遊船、近年急増しているクルーズ船など、大小様々な旅客船が行きかう、国内有数の旅客者数を誇る港であり、これらの船上から、多くの方々が博多港を目にします。

また、市民の憩いの場となっている志賀島や海の中道、能古島からも、博多湾を挟んだ対岸に、博多港を望むことができます。

一方、陸域に目を向けると、アイランドシティ地区から荒津地区にかけて、コンテナや完成自動車をはじめ、穀物、建設資材、石油製品など様々な貨物を取り扱う物流機能が集積しています。これらのふ頭は、これまであまり一般の目に触れる機会はありませんでしたが、海の中道大橋の開通などにより、近年、一般市民の方々がふ頭の中を目にする機会が増えています。

また、博多港の中でも、中央ふ頭・博多ふ頭は、クルーズ船や定期旅客船が発着する海の玄関口であるとともに、水際線は広く市民や来訪者に開放されており、多くの方々が回遊する、他のふ頭とは異なる特性を持っています。

本指針では、このような視点場や上位計画である「福岡市景観計画」の景観形成方針などを踏まえ、以下の3つの視点で、目標像の実現に向けた景観形成の考え方や配慮事項を整理します。

視点① 海（船）からの景観

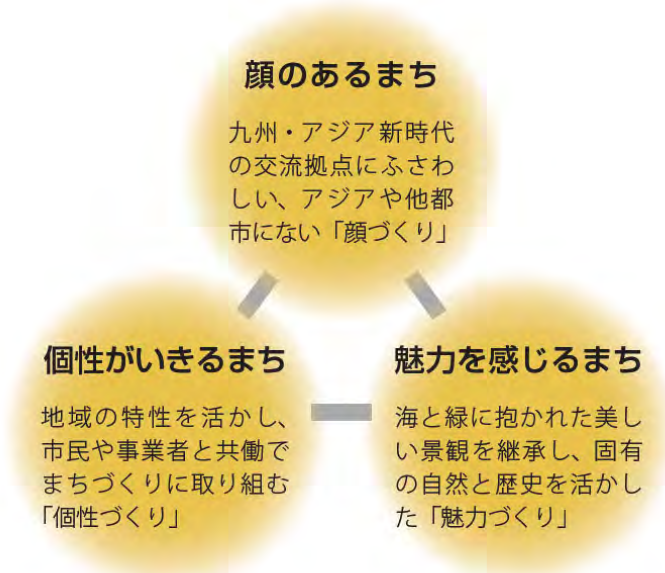
視点② 道路からの景観

視点③ 中央ふ頭・博多ふ頭の景観



<福岡市景観計画における目標像（福岡市景観計画より）>

「福岡市景観計画」では、福岡市の景観特性を踏まえて、市民はもとより来訪者にとって魅力と心地よさが感じられる、大都市の賑わいと地方都市の優しさが調和した、福岡らしい都市景観の形成を目指し、以下の目標像が示されています。



<港湾ゾーンの景観特性・景観形成方針（福岡市景観計画より）>

景観特性

- 博多埠頭、中央埠頭には国際航路等の旅客ターミナルやコンベンション施設が集積し、人・物・情報が交流する海の玄関口としての交流拠点となっています。
- 須崎埠頭、東浜埠頭、箱崎埠頭は、計画的な基礎整備が行われ、物流倉庫や資材置場などが集積し、わかりやすく単純なまちなみにまっています。
- 最新鋭の港湾施設を備えるアイランドシティは、対岸の香椎パークポートとともに国際物流拠点機能を果たし、大型のコンテナクレーンなどが国際港らしい湾岸景観を構成しています。

景観形成方針

- 博多湾の自然環境と調和した美しい港づくりを進めるため、海からの眺望を大切にするとともに、後背市街地との調和を図る観点から、色彩への配慮や緑化等による修景に努めます。
- 博多埠頭、中央埠頭においては、アジアをはじめとした海外から多くの方が訪れる海の玄関口として、またコンベンション機能が集積する賑わいの場として、博多らしさやおもてなしを感じる景観づくりに努めます。
- アイランドシティや香椎パークポート地区においては、新しいみなとづくりを進めるとともに、港の躍動感の演出や周辺と調和した色彩、緑化等による景観づくりに努めます。

3. 景観形成の考え方

1) 海（船）からの景観

○現状・特性

福岡は、都市の魅力と豊かな自然環境が調和するコンパクトシティです。特に博多湾を囲む湾曲した独特の地形は、豊かな自然とそこに抱かれ躍動する都市を360度のパノラマで感じることができる福岡ならではの貴重な景観を生み出しています。

また、海に面して都市が広がる福岡には、臨海部に様々なランドマークがあり、各ふ頭のシンボルとして人々に親しまれています。

＜海からの見え方と臨海部にある自然やランドマーク＞



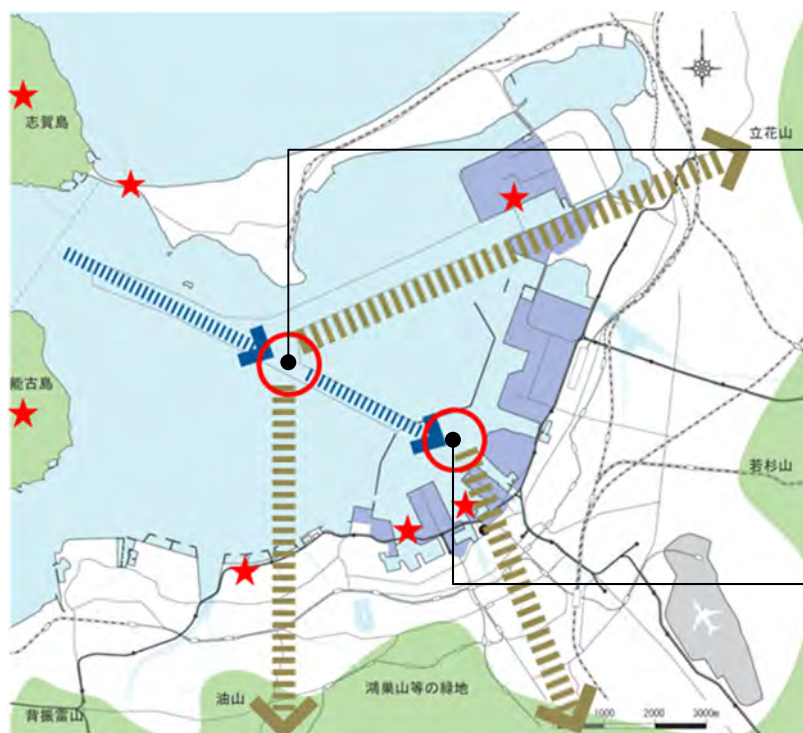
玄界灘に浮かぶ島々



海ノ中道



ガントリークレーン



シーサイドももち



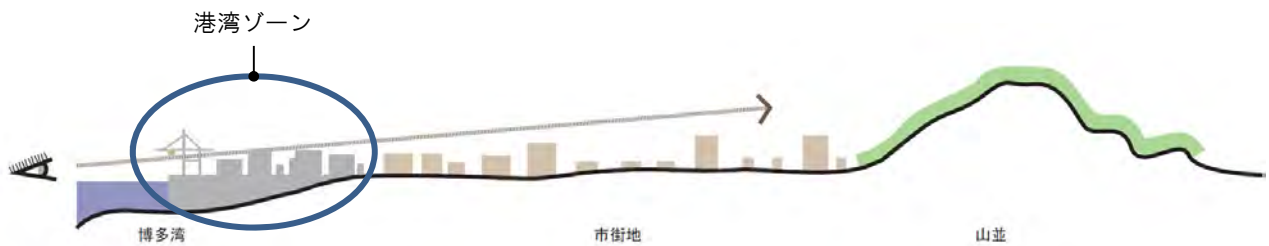
荒津大橋



博多ポートタワー

★ 自然やランドマーク

＜海から見たときの各方面の見え方＞



海から福岡市を眺めると、一番手前に港が見え、その背後に市街地と自然豊かな山並みが見えます。海から見える景観を考える際には、一番手前に見える港と、その背後に見える山並みが重要な要素となります。

- 豊かな自然を感じられる志賀島と能古島の間を抜け、湾内に入ると、アイランドシティ・香椎パークポート方面では、立花山・三日月山を背景にガントリークレーン、高層タワーマンション、百道方面では、油山・脊振を背景に、福岡ドームや福岡タワーを望むことができる。



アイランドシティ地区等



百道地区等

- 旅客ターミナルのある中央ふ頭・博多ふ頭・須崎ふ頭が近づくと、都心部のビルなどを背景に、博多ポートタワーや、穀物サイロなどが視界に入る。



中央ふ頭・博多ふ頭等



須崎ふ頭等

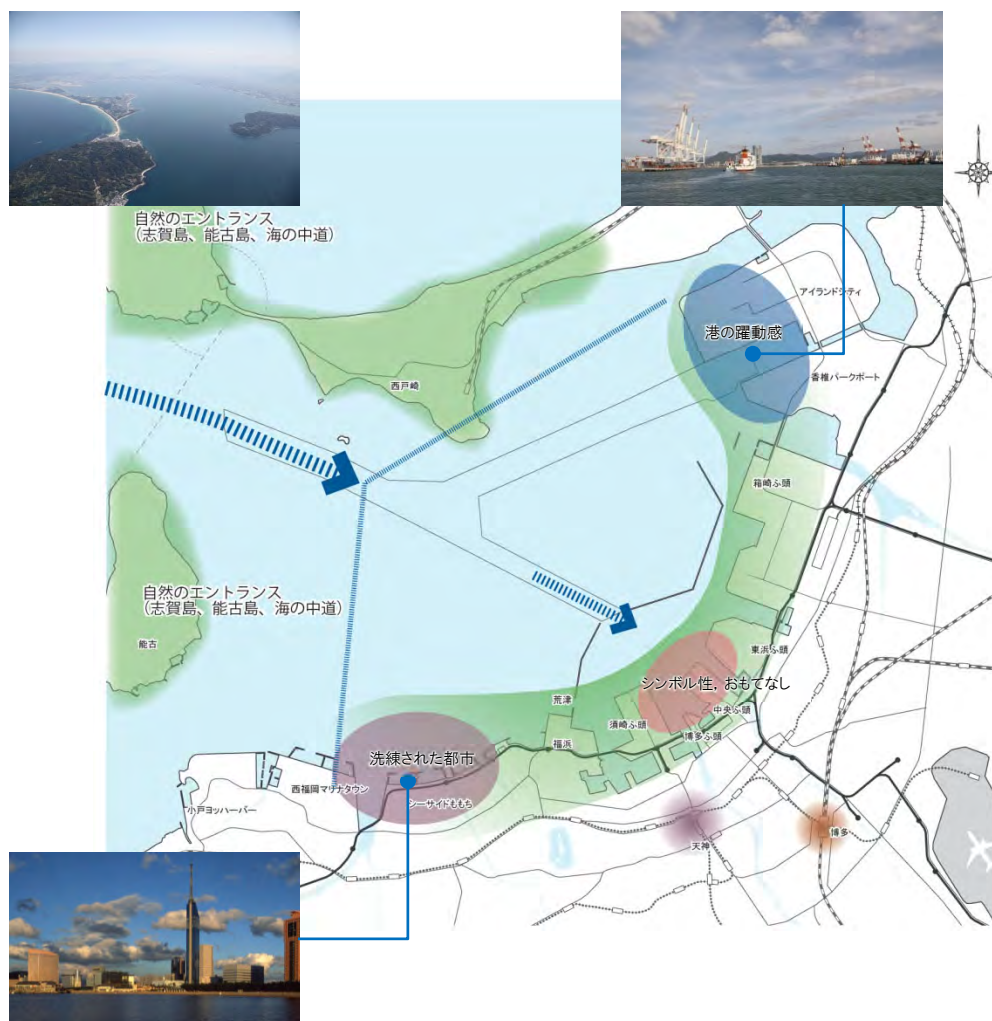
○景観形成の方向性

自然との調和と、海に向かった都市の表情づくり

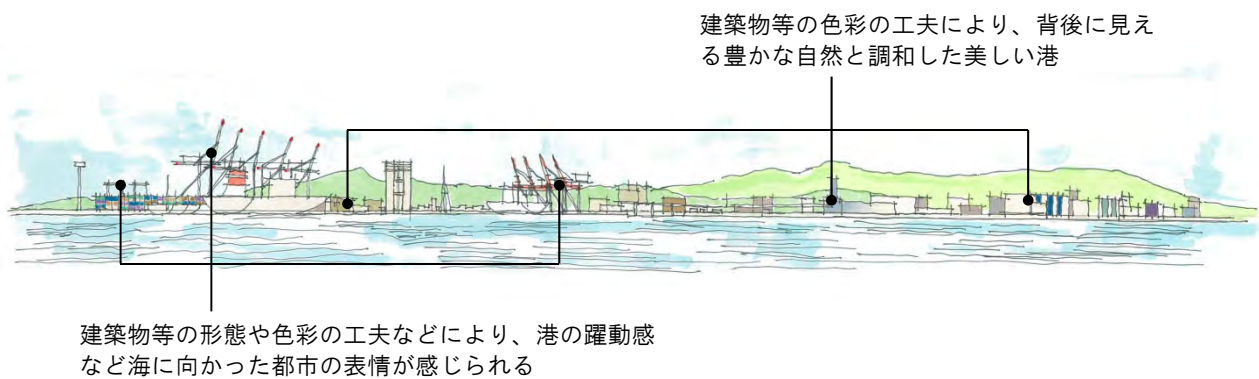
豊かな自然が感じられる海からの景観を、これからも守っていくため、海から見える建築物などは、色彩の工夫により、背後に見える豊かな自然との調和を図ります。

また、港の象徴である、アイランドシティ・香椎パークポートのコンテナターミナルにおける“港の躍動感”の演出や、国内有数の海のゲートウェイである中央ふ頭・博多ふ頭における“シンボル性”や“おもてなし”の演出など、地区の特性を活かすとともに、夜間景観にも配慮した景観づくりにより、海に向かった都市の表情づくりを進めます。

＜海から見える景観形成の考え方＞



＜海から見える景観のイメージ＞

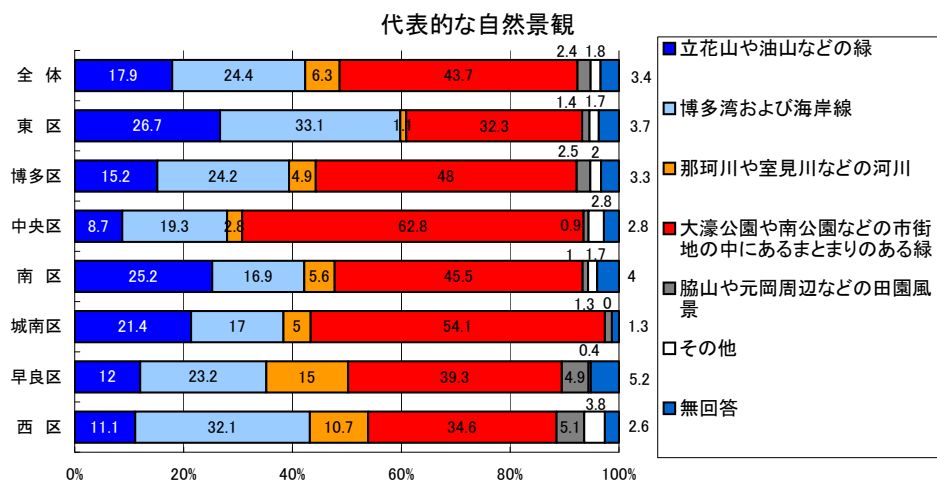


＜シンボル性やおもてなしを感じる建築物等の事例＞



＜博多湾に対する市民意識（福岡市 新・緑の基本計画より）＞

■福岡市内の代表的な自然景観に対する市民意識



- ・ 市政に関する意識調査では、福岡市内の代表的な自然景観として、「大濠公園や南公園など」に次いで、「博多湾および海岸線」、「立花山・油山」の順で多く挙げられており、博多湾や背後の山並みへの関心の高さが伺えます。

3. 景観形成の考え方

2) 道路からの景観

○現状・特性

近年、アイランドシティのまちづくりや、海の中道大橋などの東部交通体系の整備などにより、市民の方々が臨港道路を利用する機会が増えています。

その一方で、臨港道路から見える箱崎ふ頭などの既存ふ頭では、緑が乏しく、立ち並ぶ倉庫等の建築物は、その性格上、壁面が大きく、窓が少ないため、単調な印象を与え、市街地に比べて無機質で殺風景な景観となっています。

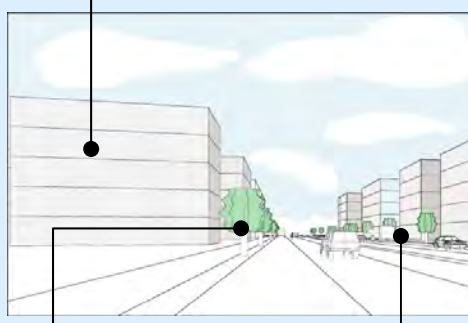
特に、都市部と港が接する部分では、景観面でのギャップが生じており、近寄りがたいイメージを与えています。

<港湾ゾーンと都市部の景観面でのギャップ>

■港湾ゾーンの景観

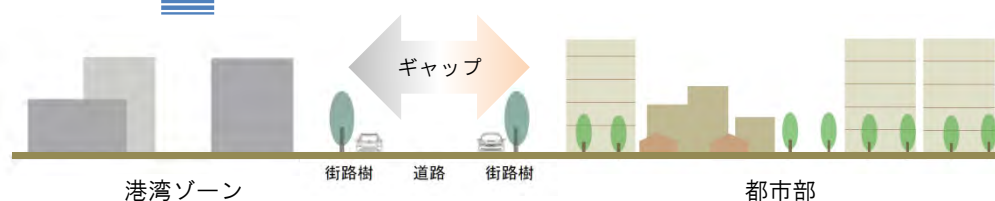


建築物は壁面が大きく窓が少ないため単調な印象

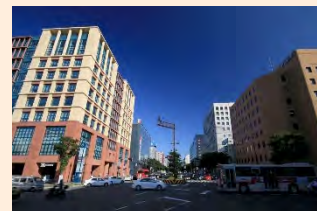


街路樹はボリューム感や連続性に乏しい

オープンスペースに緑が少ない



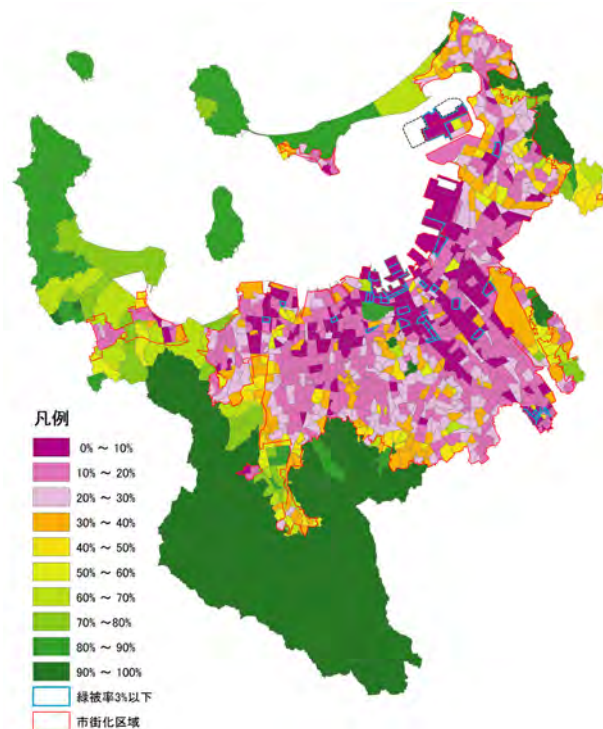
■都市部の景観



- 道路やオープンスペースの緑化により、潤いを感じる
- 建築物は、窓が多くデザインが分節化されており、色彩もコントラストがあり表情豊かな

＜港湾ゾーンにおける緑の状況（福岡市 新・緑の基本計画より）＞

■町丁目別の緑被率（平成 19 年）



■緑被率が特に低い地区

（平成 14 年撮影の SPOT5 衛星画像による値）

街区名	緑被率	備考
那の津三丁目	2.8%	臨港地区
千早四丁目	3.6%	
那の津四丁目	3.8%	臨港地区
沖浜町	3.8%	臨港地区
箱崎ふ頭一丁目	4.0%	臨港地区
博多駅中央街	4.4%	
那の津五丁目	4.5%	臨港地区
港一丁目	4.5%	臨港地区に接する
那の津二丁目	4.8%	臨港地区
長浜三丁目	4.8%	
寿町一丁目	5.0%	

※町丁目で区分した地区（市を 1,108 地区に区分）の中から、緑被率が 5% 以下の地区を抜き出している。
出典：平成 16 年度 緑の基礎調査報告書

- 市内の町丁目別に見ると、港湾ゾーンにおける緑被率は低い傾向にあり、緑被率が特に低い（緑被率 5% 以下の地区）地区も存在しています。
- 同計画では、臨港地区における水際線の緑の連続性がとぎれがちになっていることが指摘されており、緑化や水辺空間の創出が求められています。

○景観形成の方向性

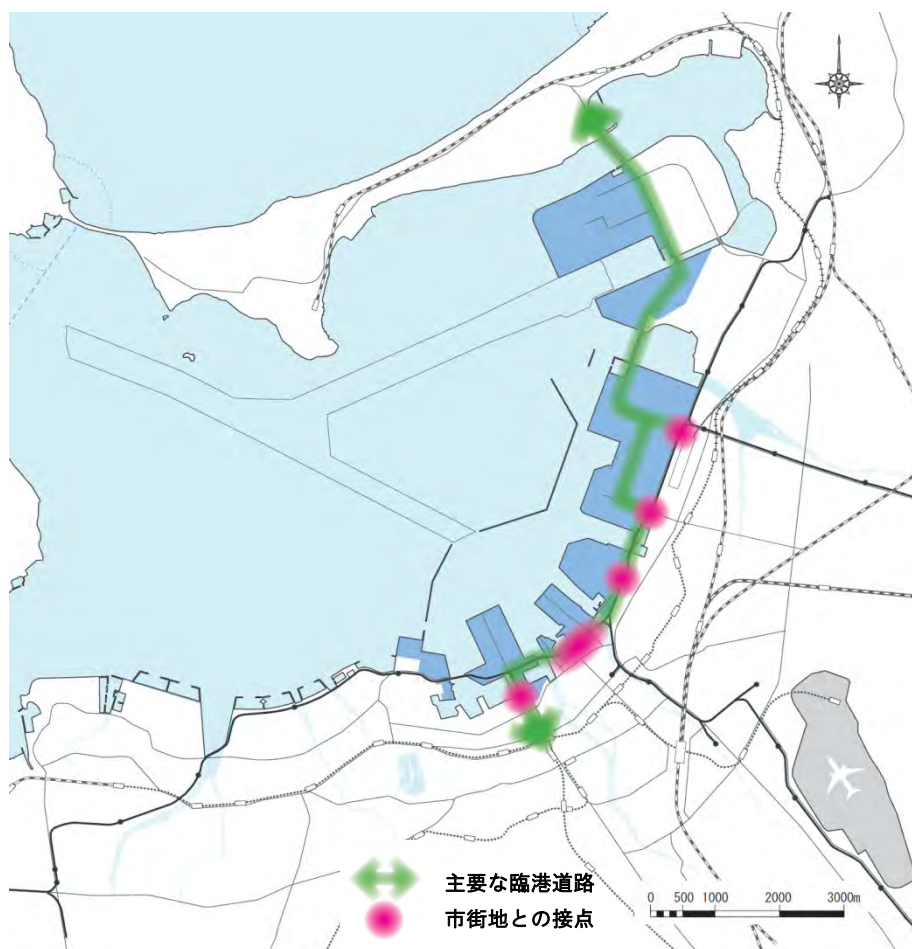
潤いがあり、明るく活気のある景観づくり

臨港道路から見える港の景観を明るいイメージに変え、市街地との一体感や連続性を高めていくため、沿道の緑や色彩、建物の配置などの工夫により、潤いがあり、明るく活気のある景観形成を図っていきます。

特に、主要な臨港道路では、視認性を確保しつつ、緑の連続性や量感を確保し、樹種を工夫することにより、通行する人に楽しみを与える演出を図ります。

また、港へのエントランスとなる市街地との接点の景観は、港の印象に大きく影響することから、まとまりのある緑や四季感の演出などにより、印象を高めます。

＜主要な臨港道路と市街地との接点のイメージ＞



<主要な臨港道路のイメージ>

建築物等の色彩の工夫などにより、明るさや活気を感じる景観が形成されている



道路植栽の連続性や量感の確保、樹種の工夫に加え、建築物の敷地前面などの緑化により、潤いのある景観が形成されている

<市街地との接点のイメージ>



＜ウォーターフロント地区（中央ふ頭・博多ふ頭）再整備の方向性＞

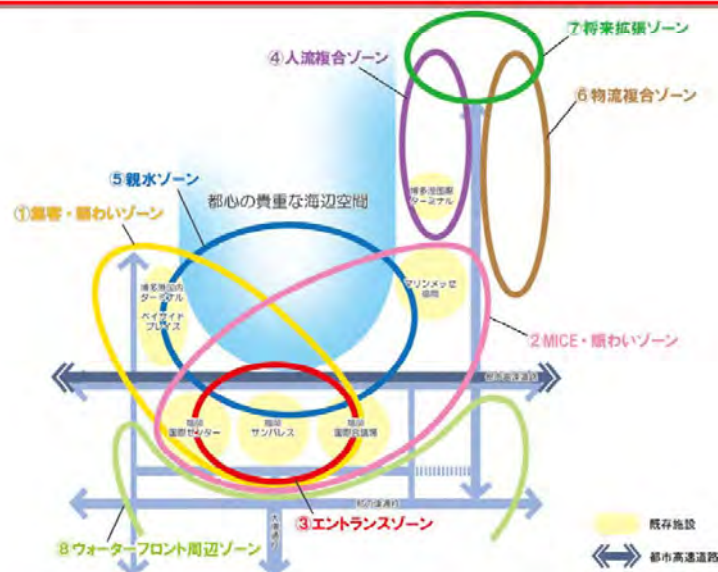
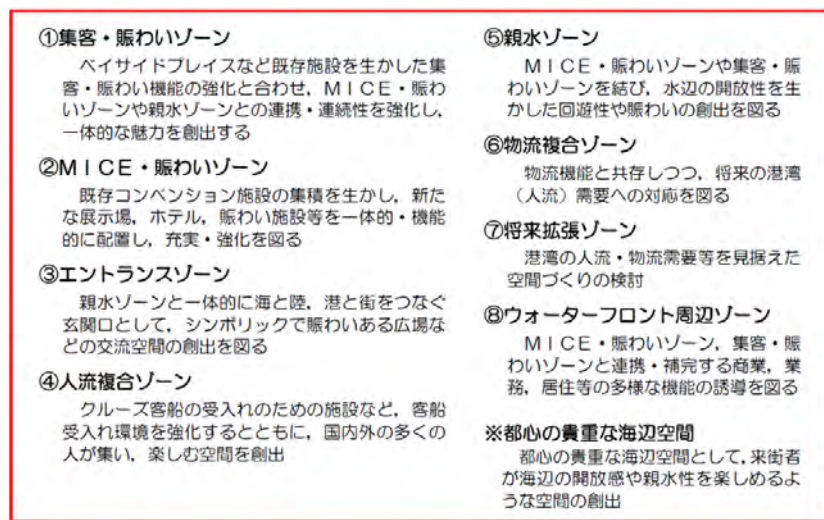
（１）基本的な考え方

- 1）天神・渡辺通地区、博多駅周辺地区に次ぐ、都心部の新たな拠点として、都市機能を高めるとともに、地区間の連携強化を図り、福岡市の成長エンジンとなる都心部の国際競争力の強化を図ります。
- 2）民間活力やノウハウを積極的に活用しながら、既存施設との連携を図りつつ、MICE機能の更なる強化や集客交流機能、港湾機能の充実・強化により、MICE機能と港湾機能が近接した地区の強みを生かした一体的な再整備を行います。
- 3）市民をはじめ国内外からの来街者が海に出て楽しめるよう、水辺を生かしたシンボリックな空間や賑わいが連続した憩いと潤いのある空間の創出と、海や街からの眺めや緑を大切にしたい景観形成を図り、福岡の顔となる都心部の新たな拠点をめざします。

（２）将来イメージ

将来イメージについては、MICE機能や集客交流機能、港湾機能の強化など、早急に取り組むべき課題や、エリア内の既存施設の立地状況等を考慮し、「導入機能」、「交通」、「回遊」の3つの観点から整理したうえで、全体イメージとしてとりまとめました。

1）導入機能イメージ



○景観形成の方向性

中央ふ頭・博多ふ頭では、来訪者が水辺に親しみ、憩い、楽しめる空間としていくために、景観を構成する主な空間である「道路空間」と「水辺・回遊空間」が調和・連携しながら、海の玄関口にふさわしい個性のある景観を形成することで、エリア全体としての一体感や魅力を高めていきます。

＜中央ふ頭・博多ふ頭の景観を構成する主な空間＞



サンセットパーク



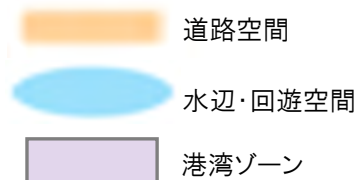
びあトピア緑地



イベントベース



中央ふ頭1号線



※主な空間は、大まかな位置を示したものであり、今後の計画を示すものではない。

※道路空間は、連続性を考慮し、周辺を含めて図示している。

※なお、この景観形成指針については、中央ふ頭・博多ふ頭地区における良好な景観を誘導していくための基本的な考え方を示したものであり、現在検討中の港湾計画の改訂や、今後策定予定のウォーターフロント再整備計画等と連携し、魅力的な景観形成に向けて運用を図っていきます。

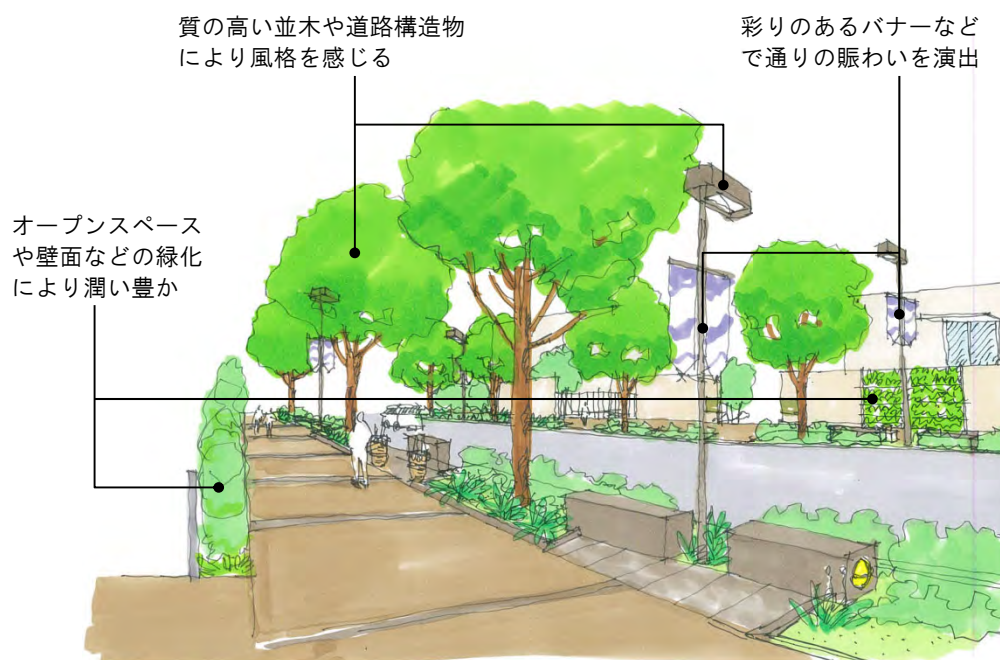
i) 道路空間

潤い豊かで質の高い軸線づくり

道路空間は、地区の骨格であり、地区内外を結ぶ主動線となることから、連続した高質な緑により並木を形成するとともに、道路照明・サイン類の高質化や、電線類の無電柱化などにより、周辺地区との連続性を保ちながら、潤い豊かで質の高い軸線を形成します。

また、歩道は、必要な幅員を確保しつつ夜間照明等により安全性・快適性を高めるとともに、植栽帯等による緑化、沿道の建築物等と一体となった演出などにより、彩りや活気のある景観を形成します。

<道路空間の景観形成のイメージ>



ii) 水辺・回遊空間

人々が憩い、賑わう、象徴的な交流空間の形成

水辺・回遊空間は、地区内の各施設を結び、回遊性やシンボル性を高めていく上で非常に重要な空間です。

このため、歩行空間は、十分なゆとりや視認性を確保しつつ、バリアフリー化や夜間照明により安全性・快適性を高めるとともに、サインなどにより、おもてなしを感じさせ、誘導性を高めます。

また、適所に緑陰やベンチなどによる居心地の良い滞留スペースを設け、季節を問わず快適に散策できる回遊空間を形成します。

周辺の建築物等では、公共空間と一体で良質なパブリックスペースを形成し、色彩や、花、照明を用いた演出などにより、賑わいのある通り景観を形成します。

特に、水辺を中心とした一帯は、様々なイベントの開催も想定し、十分なオープンスペースを確保しつつ、建築物等の配置の工夫などにより、水辺への見通しやアクセス性を高めるほか、シンボル性のあるデザインや夜間照明などにより、開放的でシンボリックな空間を形成します。

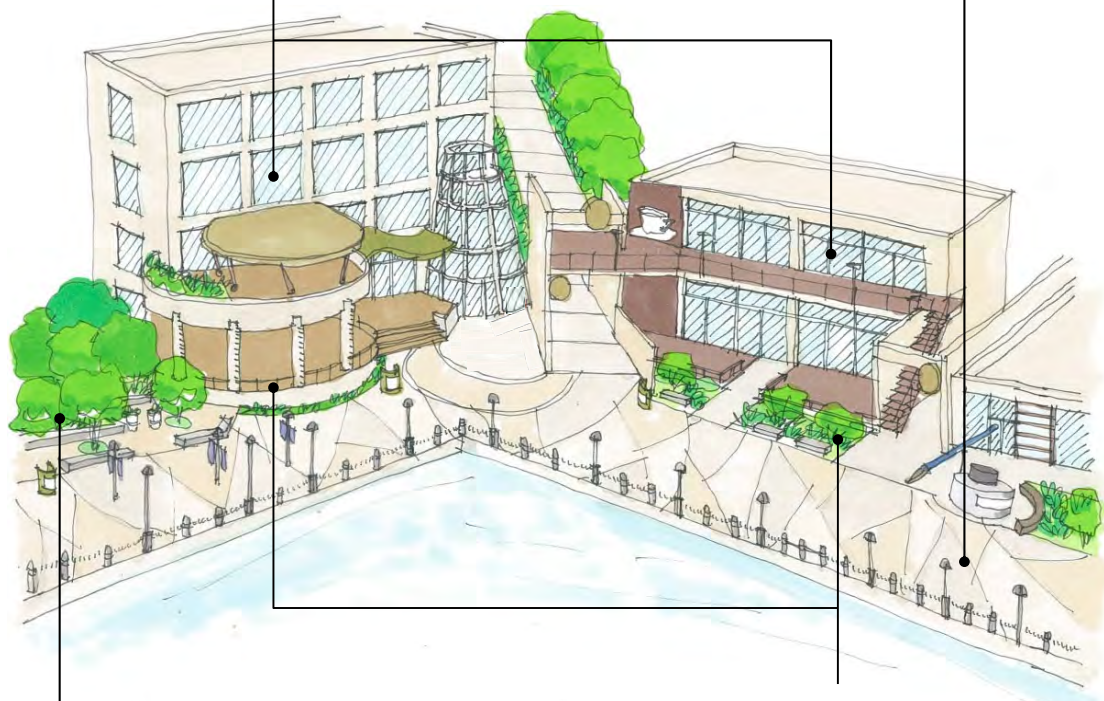
さらに、照明、ベンチ、サインなどの構造物では、海を活かしつつ統一性のあるデザインとすることで、一体感を高め、ここならではの雰囲気を感じる景観を形成します。



＜水辺・回遊空間の景観形成のイメージ＞

建築物等は、配置や形態・意匠が工夫され、水辺・回遊空間に開放感や賑わいを生んでいる

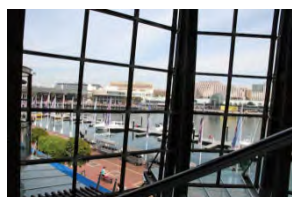
歩行者空間は、夜間照明などの工夫により、おもてなしを感じ、夜も楽しめる空間となっている。



適所に、居心地の良い緑陰やベンチが確保されている。

建築物の敷地前面はパブリックスペースとして開放され、水辺・回遊空間にゆとりや賑わいが生まれている。

※上記図はイメージであり、具体的な計画を示すものではありません。



実現に向けた配慮事項（共通事項）

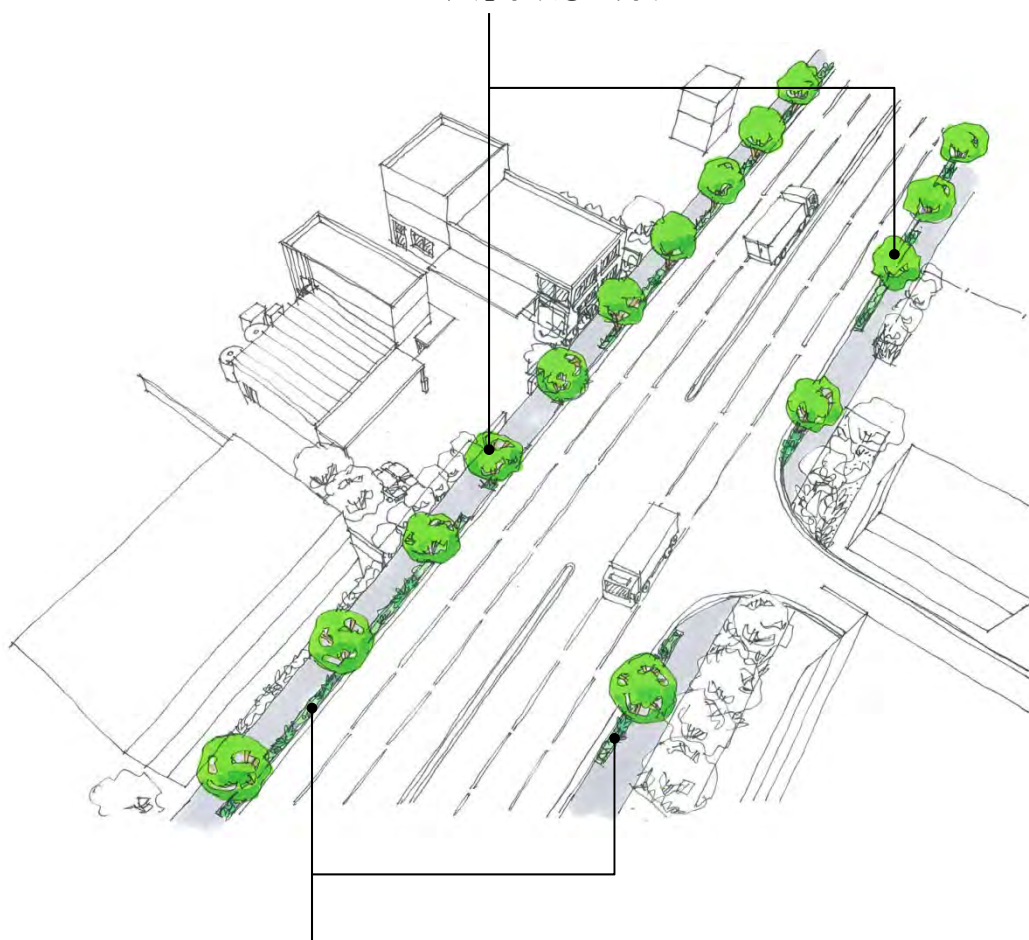
1) 博多港全体で配慮いただきたいこと

以下は、港湾ゾーン的全エリア共通で配慮いただきたい事項をまとめています（ただし、中央ふ頭・博多ふ頭については、31 頁以降をご参照ください）。

i) 道路



配慮事項①：高木



配慮事項②：低木・地被類

※上記図はイメージであり、具体的な計画を示すものではありません。

【配慮事項①：高木】

1 樹種

- 維持管理のしやすさを考慮し、周辺に潤いや四季感を与える樹種の選定に努める。
- 潮風や地下水位の影響が大きい場所においては、耐潮性に配慮する。

※ 巻末に樹種候補を掲載していますので参考にしてください。

2 配置

- 「福岡市都市緑化マニュアル」を基本に、使用する樹種や民有地の緑化状況なども踏まえ、緑の連続性を感じるよう、可能な限り等間隔での植栽に努める。
- 「福岡市街路樹整備指針」に基づき、照明灯や標識からの離隔を確保するとともに、視認性の確保に努める。

3 植樹機

- 「福岡市街路樹整備指針」に基づき、十分な生育環境を確保するとともに、臨海部の特性を踏まえて、土壌改良などによる生育環境の向上に努める。

【配慮事項②：低木・地被類】

1 樹種

- 1年を通して緑を提供できることや維持管理のしやすさを考慮し、周辺に彩りや明るさ、花が咲くといった四季感などのプラス要素を与える樹種の選定に努める。
- 潮風や地下水位の影響が大きい場所においては、耐潮性に配慮する。

※ 巻末に樹種候補を掲載していますので参考にしてください。

2 配置

- 高木の間隔を埋めるような配置に努める。
- 「福岡市街路樹整備指針」に基づき、視認性の確保に努める。

3 植樹帯

- 土壌改良などによる生育環境の向上に努める。
- 舗装面より立ち上げて植栽を見えやすくするなど、緑化効果を高める工夫に努める。

例)



＜緑化への取り組み＞

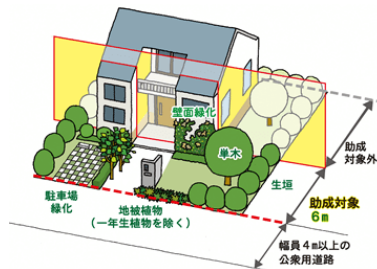
●緑化助成制度

緑化助成制度は、緑あふれる街並みの形成を目的として、道路から見える緑化の施工費用の一部を協会が助成する事業です。

＜助成の対象＞

- ・道路（幅員 4m以上の公衆用道路）から見える緑化（単木、生垣、地被植物、駐車場緑化、壁面緑化）
- ・道路境界から 6m以内の場所に行う緑化で、緑化面積の合計が 5 m²以上あること

（詳細：<https://www.midorimachi.jp/help/promotion.html>）



●一人一花運動

福岡市では、市民・企業・行政一人ひとりが、公園や歩道、会社、自宅など、福岡市のありとあらゆる場所での花づくりを通じて、人のつながりや心を豊かにし、まちの魅力や価値を高める、花によるまちづくりを目指す取り組み『一人一花運動』を実施しています。

（詳細：<https://hitori-hitohana.city.fukuoka.lg.jp>）



●CASBEE 福岡（福岡市建築物環境配慮制度）

制度の対象となる建築物（延べ面積が 5,000 m²超の新築等）の建築主、設計者は「福岡市建築物環境配慮に関する指導要綱」に従って、建築物の総合的な環境性能評価を、評価システム「CASBEE 福岡」を用いて行い、その結果を所定の様式で福岡市に届け出ていただくものです。

その評価項目の一部に「屋上や外壁を緑化している」、「中高木（植栽時点で 1m 以上）を植栽している」、「地表面を緑化している」があり、建物を環境性能で評価して格付けを行います。

（詳細：<https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/shinsa/life/kentikubutu-kankyohairyo/gaiyou.html>）



総合評価ランク	
★★★★★ S	素晴らしい
★★★★★ A	大変良い
★★★★★ B+	良い
★★★★★ B-	やや劣る
★★★★★ C	劣る

実現に向けた配慮事項（共通事項）

ii) 建築物・工作物

配慮事項①：配置

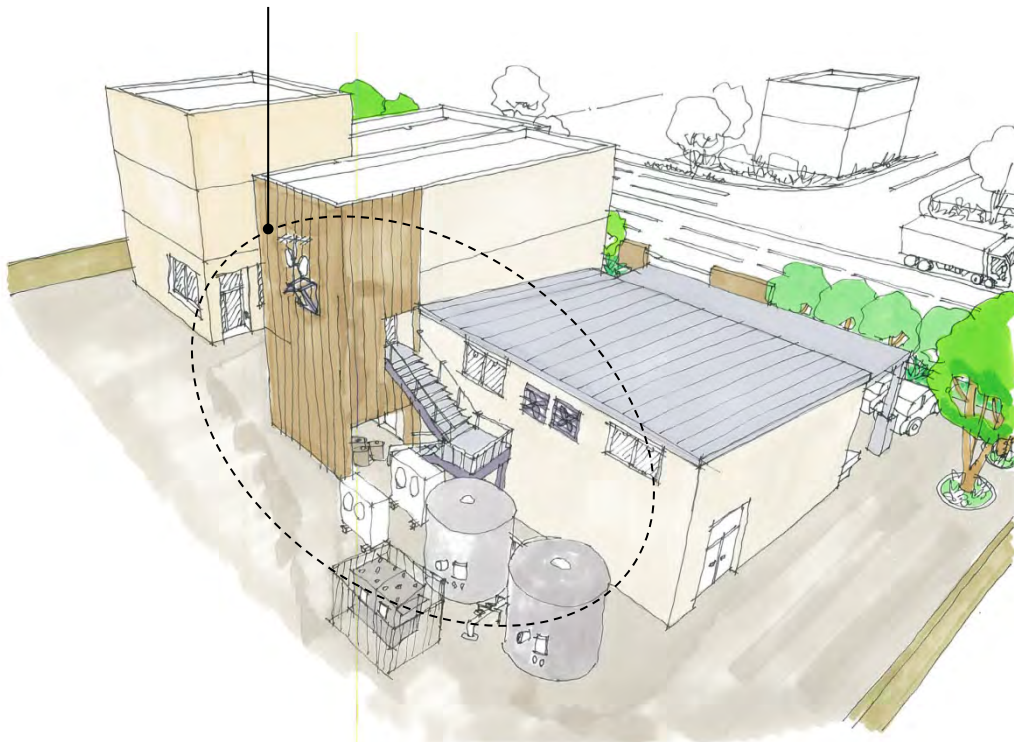
配慮事項②：形態・意匠

配慮事項⑤：屋外広告物



配慮事項③：屋外階段、付属施設・付属設備

配慮事項④：外構



※上記図はイメージであり、具体的な計画を示すものではありません。

【配慮事項①：配置】

1 壁面後退

- ・建築物等は、前面道路境界からの壁面後退に配慮する。

【配慮事項②：形態・意匠】

1 建築物等の上部・屋根

- ・本体やまちなみと調和のとれた形態となるように配慮する。
- ・勾配屋根の場合には、屋根が視界に入るため、勾配に配慮する。

2 外壁

- ・外壁は、清潔感が保てるよう、素材や形態の工夫に配慮する。

3 色彩

- ・建築物の外壁・屋根などに使用する色彩は「福岡市景観計画」で示されている色彩基準の範囲内で、周辺環境と調和するよう配慮する。

＜「福岡市景観計画」で示されている色彩基準＞

区分	色相	明度	彩度
建築物	全ての有彩色	—	6以下
	無彩色	—	—
工作物	全ての有彩色	—	3以下
	無彩色	—	—

日本工業規格 Z8721 に定める色相、明度及び彩度の三属性によるマンセル値

- ・また、建築物等の海から見える部分に使用する色彩は背後に見える自然との調和に、道路から見える部分に使用する色彩は周辺に明るさや活気を与える色彩となるよう配慮する。

（海から見える景観のイメージ）

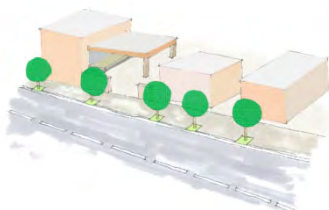


○ 自然と調和しているイメージ

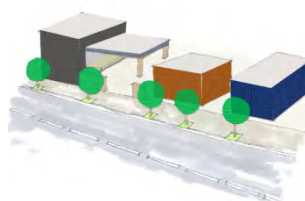


× 自然と調和しないイメージ

（道路から見える景観のイメージ）



○ 明るさを与えるイメージ



× 圧迫感を感じさせるイメージ

実現に向けた配慮事項（共通事項）

【配慮事項③：屋外階段、付属設備・付属施設】

- ・ 屋外階段や、付属設備（室外空調機や受水槽、配管・ダクト等）、付属施設（倉庫やゴミ置き場等）は、可能な限り前面の道路から見えない場所に設けるよう配慮する。
- ・ やむを得ず見える場所に設置する場合は、建築物等と調和するような形態・色彩の工夫や、緑化等による修景に配慮する。

例)



【配慮事項④：外構】

- ・ 敷地内のオープンスペースや建築物等の前面のほか、建築物等の屋上や壁面の緑化に配慮する。
- ・ 門、柵、塀は可能な限り設置しないよう配慮する。やむを得ず設置する場合は、高さを抑え、生垣や緑化等による修景や、色彩などの意匠が周辺や建築物本体と調和するよう配慮する。

例)



【配慮事項⑤：屋外広告物】

- ・ 敷地内の建築物やオープンスペースに設置する広告・看板等については、屋外広告物条例の規定を遵守するとともに、必要最小限とし、景観の阻害要因とならないよう、位置や色彩等に配慮し、建築物本体との調和に配慮する。
- ・ また、屋上広告物を掲出する場合には、掲出する位置について、まとまりがあるよう配慮する。

※屋外広告物については、一部を除き、事前に住宅都市局地域まちづくり推進部都市景観室への申請手続きが必要となりますので、「屋外広告物の手引き」をご確認ください。

＜緑化への取り組み＞

●総合設計制度

総合設計制度は、一定の要件を満たす敷地内の建築計画において、公開される空地の整備等を評価し、容積制限及び高さ制限の緩和を行うことにより、設計の自由度を向上させ、良好な市街地環境の形成に積極的に寄与する建築物の誘導を図るものです。

その基本要件で、良好な市街地環境の形成とヒートアイランド現象の改善を図るため、敷地内空地、壁面、屋上において、原則として、敷地内空地面積の30%以上の面積を緑化施工することとし、その他良好な環境、景観の形成のための配慮をすることとしています。

(詳細：<https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/kenchikushido/life/sougousekkei2.html>)



(写真出典：国土交通省ホームページ)

●緑のコーディネーター制度

緑のコーディネーター制度は、花や緑に関する知識や関心をもつ方を福岡市が認定し、得意分野ごとの人材バンクに登録して、市民が自主的に取り組む活動を支援する制度です。市民と行政が共働して快適で美しいみどりのまちづくりを進めるため、地域の様々な場面で緑化活動の指導者やアドバイザーとして活躍しています。

(詳細：<http://www.midorimachi.jp/coordinator/>)

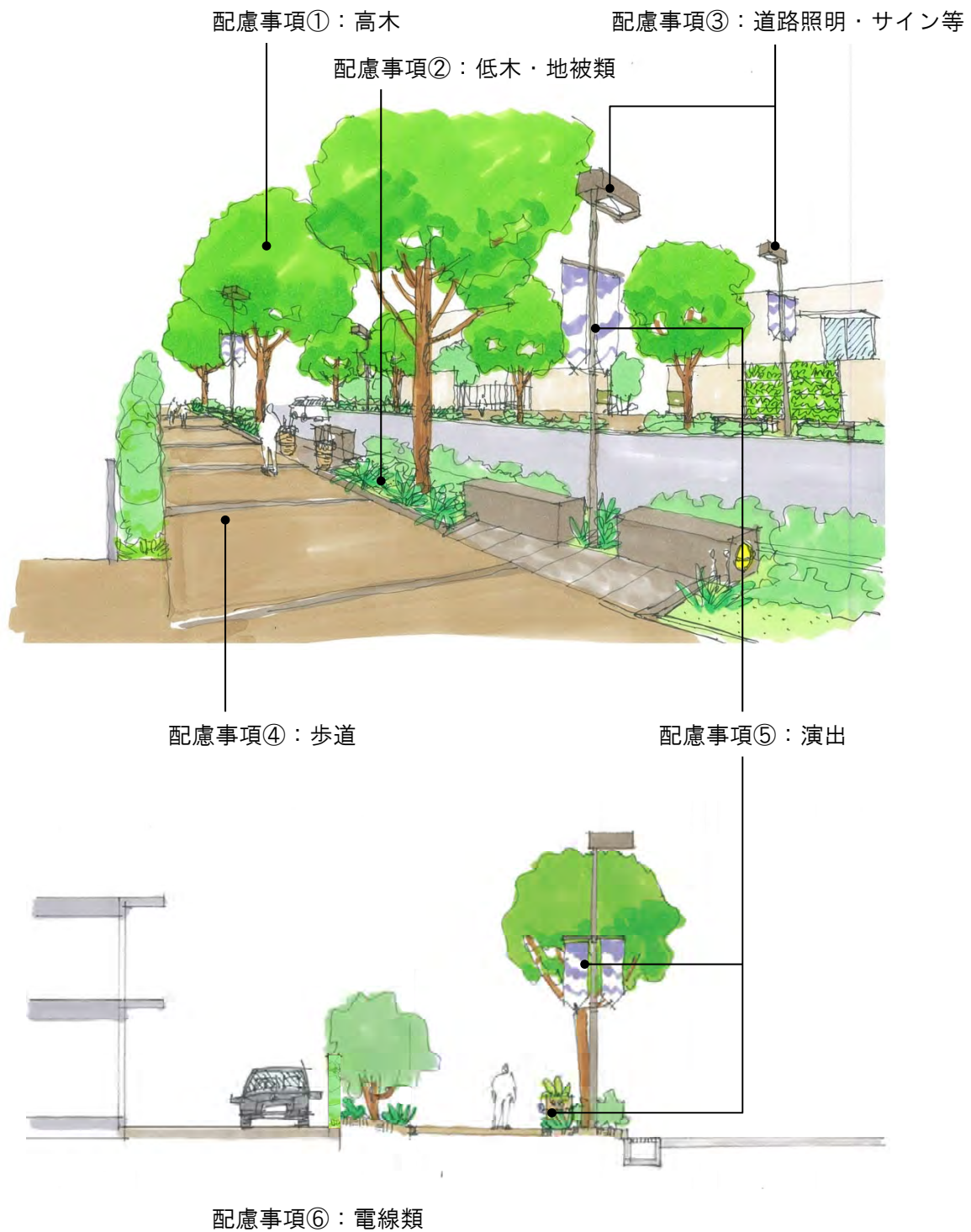


4.

実現に向けた配慮事項（中央ふ頭・博多ふ頭）

2) 中央ふ頭・博多ふ頭で配慮いただきたいこと

i) 道路



※上記図はイメージであり、具体的な計画を示すものではありません。

【配慮事項①：高木】

1 樹種

- ・歩車道境界に植栽する高木は、風格を感じる樹冠を形成する樹種の選定に努める。
- ・歩行空間内に高木を植栽する場合は、適度な光を通し、明るさや開放感が確保できるような樹種の選定に努める。
- ・潮風や地下水位の影響が大きい場所においては、耐潮性に配慮する。

※ 巻末に樹種候補を掲載していますので参考にしてください。

2 配置

- ・「福岡市街路樹整備指針」に基づき、照明灯や標識からの離隔を確保するとともに、視認性の確保に努める。
- ・「福岡市都市緑化マニュアル」を基本に、歩行空間内に高木を植栽する場合は、移動しやすく快適な歩行空間が確保できるよう、適度な間隔を保つなど、植栽位置・間隔に配慮する。

3 植樹桝

- ・「福岡市街路樹整備指針」に基づき、十分な生育環境を確保するとともに、十分な土壌改良等により、豊かな緑の形成に必要な生育環境の整備に努める。
- ・必要に応じてツリーサークルを設置するなど、ゆとりのある歩行空間の確保に努める。

【配慮事項②：低木・地被類】

1 樹種

- ・年を通して緑を提供できることや維持管理のしやすさに配慮し、周辺に彩りや明るさ、花が咲くといった四季感などのプラス要素を与える樹種の選定に努める。
- ・潮風や地下水位の影響が大きい場所においては、耐潮性に配慮する。

※ 巻末に樹種候補を掲載していますので参考にしてください。

2 配置

- ・高木の間隔を埋めるような配置に努める。
- ・福岡市街路樹整備指針」に基づき、視認性の確保に努める。

3 植樹帯

- ・土壌改良などによる生育環境の向上に努める。
- ・舗装面より立ち上げて植栽を見えやすくするなど、緑化効果を高める工夫に努める。

実現に向けた配慮事項（中央ふ頭・博多ふ頭）

【配慮事項③：道路照明・サイン等】

- 道路照明、信号機、道路標識などは、周辺環境と調和し、質の高いデザインとするよう努める。
- サインなどの案内看板は、機能性が確保できる範囲で、可能な限り集約に努める。

例)



【配慮事項④：歩道】

- イベント開催時でも円滑に移動できるようなゆとりのある空間確保や、安全性・快適性の向上に努める。

【配慮事項⑤：演出】

- 夜間の賑わいや安全性、防犯にも配慮しつつ、沿道の建築物の照明計画なども踏まえて、必要に応じて歩道照明などの設置に努める。
- 照明を設置する場合は、バナーの掲出が可能な構造とするよう努め、おもてなしや賑わいの演出に配慮する。

例)



【配慮事項⑥：電線類】

- 電線類は、地中化の他、軒下配線など、目立たないよう工夫に努める。
- 分電盤などの陸上施設は、歩行空間を阻害しないよう、植樹帯などの中に収めるとともに、周辺環境との調和に努める。

例)

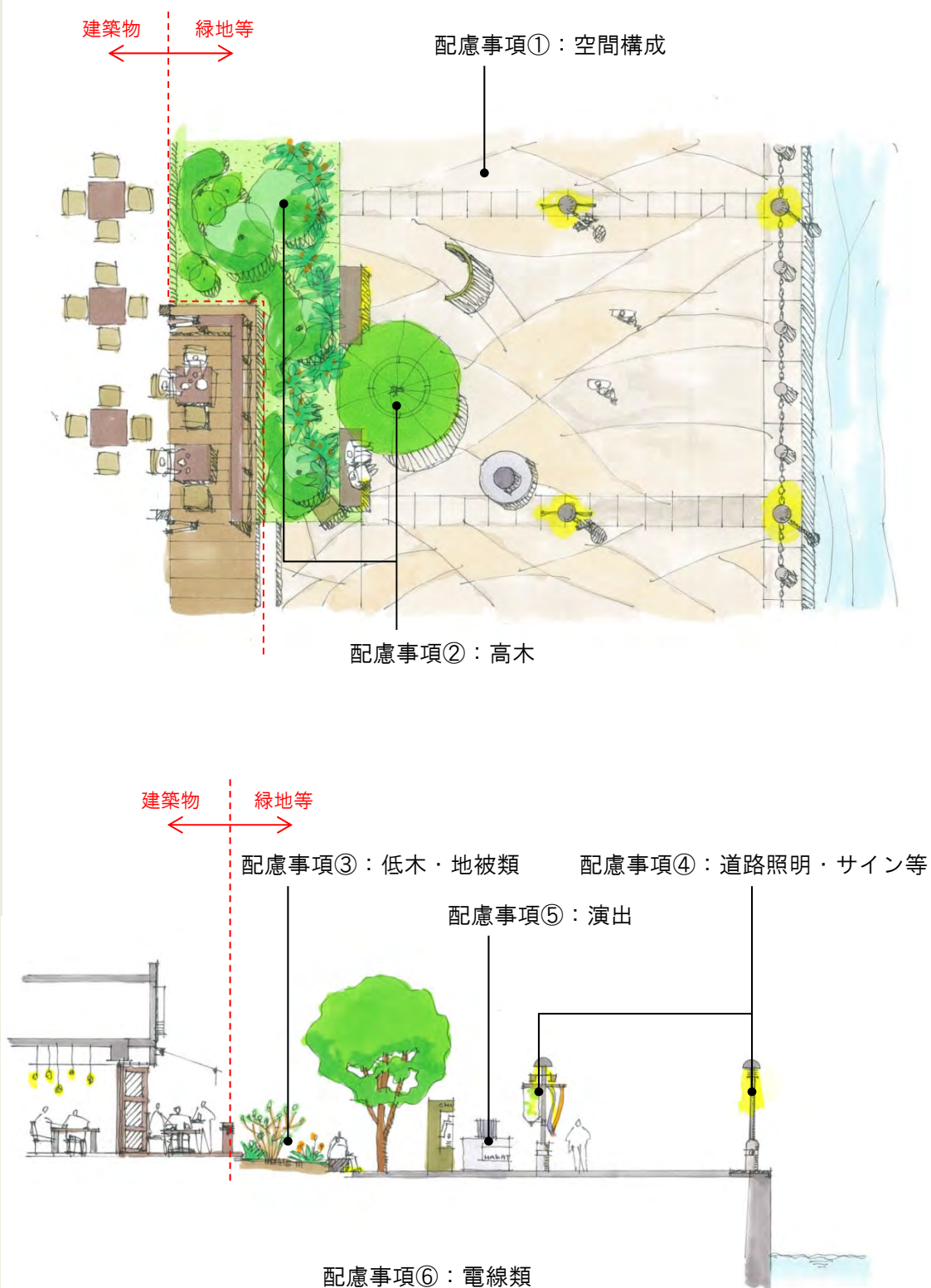




4.

実現に向けた配慮事項（中央ふ頭・博多ふ頭）

ii) 緑地等（水辺・回遊空間）



※上記図はイメージであり、具体的な計画を示すものではありません。

【配慮事項①：空間構成】

- ・円滑に移動できるような歩行空間の確保に努める。
- ・様々なイベントの開催の舞台としても活用できるよう、機能的なオープンスペースを確保するよう努める。
- ・水辺を開放するとともに、水辺へのアクセス性を確保し、開放的で親水性の高い空間形成に努める。

例)



【配慮事項②：高木】

1 樹種

- ・「福岡市都市緑化マニュアル」に基づき、居心地のよい緑陰が創出できるよう、樹種の選定に努める。
- ・歩行空間内に高木を植栽する場合は、適度な光を通し、明るさや開放感が確保できるような樹種の選定に努める。
- ・潮風や地下水位の影響が大きい場所においては、耐潮性に配慮する。

※ 巻末に樹種候補を掲載していますので参考にしてください。

2 配置

- ・「福岡市都市緑化マニュアル」に基づき、居心地のよい緑陰を創出しつつ、水辺への見通しや開放感が確保できるよう、配置の工夫に努める。
- ・歩行空間内に高木を植栽する場合は、移動しやすく快適な歩行空間及び見通しが確保できるよう、適度な間隔を保つなど、配置の工夫に努める。

例)



3 植樹柵

- ・歩行空間などで植樹柵を設ける場合は、「福岡市都市緑化マニュアル」に基づく規格を満たすとともに、十分な土壌改良などにより、豊かな緑の形成に必要な生育環境の整備に努める。
- ・ツリーサークルを設置するなど、ゆとりのある歩行空間の確保に努める。

例)



【配慮事項③：低木・地被類】

1 樹種

- 1年を通して緑を提供できることや維持管理のしやすさに配慮し、周辺に彩りや明るさ、花が咲くといった四季感などのプラス要素を与える樹種の選定に努める。
- 潮風や地下水位の影響が大きい場所においては、耐潮性に配慮する。

※ 巻末に樹種候補を掲載していますので参考にしてください。

2 配置

- 高木やベンチの周辺などの滞留スペースを中心に植栽し、居心地のよい空間創出に努める。

例)



3 植樹帯

- 土壌改良などによる生育環境の向上に努める。

【配慮事項④：照明・サイン等】

- 照明、サインなどは、周辺環境と調和しつつ、質の高いデザインとするよう努める。
- サインなどの案内看板は、機能性が確保できる範囲で、可能な限り集約に努める。

例)



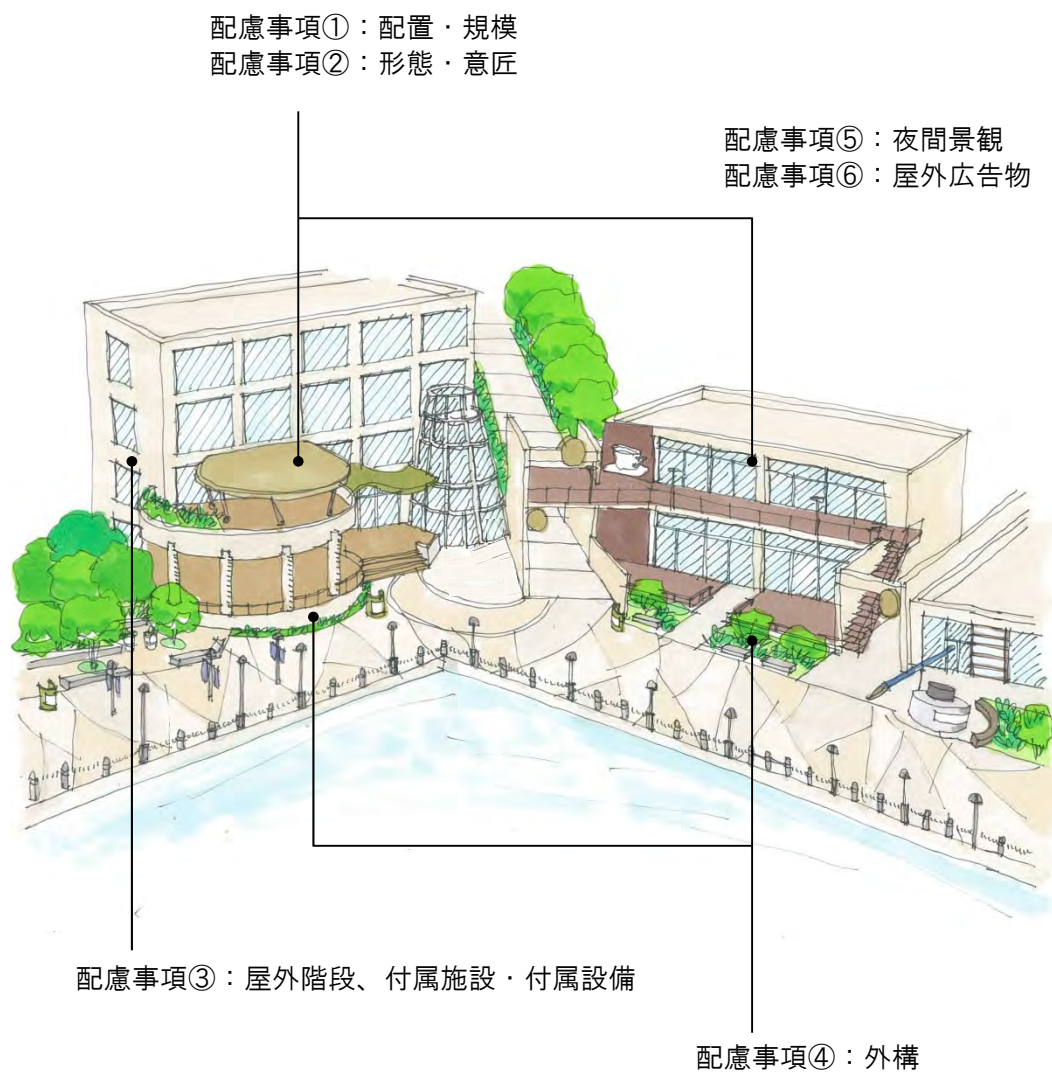
【配慮事項⑤：演出】

- 夜間の賑わいや安全性、防犯にも配慮し、沿道の建築物の照明計画なども踏まえて、必要に応じて歩道照明などの設置に努める。
- 照明を設置する場合は、バナーの掲出が可能な構造とするよう努め、おもてなしや賑わいの演出に配慮する。

【配慮事項⑥：電線類】

- 電線類は、地中化の他、軒下配線など、目立たないよう工夫に努める。
- 分電盤などの陸上施設は、歩行空間を阻害しないよう、植樹帯などの中に収めるとともに、周辺環境との調和に努める。

iii) 建築物・工作物



※上記図はイメージであり、具体的な計画を示すものではありません。

【配慮事項①：配置・規模】

1 水辺への見通し・開放感の確保

- ・ 建築物等は、水辺への見通しや、開放感について配慮する。

例)



2 パブリックスペースの創出

- ・ 歩道や緑地などの水辺・回遊空間に面する部分は、公共空間と一体となった良好なパブリックスペースの創出に配慮する。

例)



【配慮事項②：形態・意匠】

1 デザイン

- 特に視線の集まる建築物等は、地区のシンボルとなるようなデザインに配慮する。

例)



2 外壁

- 外壁は、清潔感が保てるよう、素材や形態の工夫に配慮する。

3 歩行者デッキ等

- 歩行者デッキ等は、周辺の建築物等と調和するとともに、形状、素材、色彩などにより、周辺空間にリズムやアクセントを生む工夫に配慮する。
- デッキ下の空間についても、圧迫感を感じさせないよう、柱等の形状や色彩について、配慮する。

例)



4 色彩

- 建築物の外壁・屋根などに使用する色彩は「福岡市景観計画」で示されている色彩基準の範囲内で、周辺環境と調和するように配慮する。

＜「福岡市景観計画」で示されている色彩基準＞

区分	色相	明度	彩度
建築物	全ての有彩色	—	6 以下
	無彩色	—	—
工作物	全ての有彩色	—	3 以下
	無彩色	—	—

日本工業規格 Z8721 に定める
色相、明度及び彩度の三属性
によるマンセル値

- 海から見える建築物等は、周辺環境を考慮した上で、おもてなしを感じる色彩となるよう配慮する。
- 地区のシンボルとなるような建築物等については、デザインと合わせ、シンボル性のある色彩となるよう、配慮する。

5 演出

- 建築物の低層部を中心に、草花や照明を用いた演出など賑わいやおもてなしを感じ、周辺に連続性・一体感を生む表情づくりに配慮する。

例)



【配慮事項③：屋外階段、付属設備・付属施設】

- 屋外階段や、付属設備（室外空調機や受水槽、配管・ダクト等）、付属施設（倉庫やゴミ置き場等）は、可能な限り前面の道路から見えない場所に設けるよう配慮する。
- やむを得ず見える場所に設置する場合は、建築物等と調和するような形態・色彩の工夫や、緑化等による修景に配慮する。
- 敷地内の電線類は、目立たないよう、配慮する。

例)



【配慮事項④：外構】

- 敷地内のオープンスペースや建築物等の前面等のほか、建築物等の屋上や壁面の緑化に配慮する。
- パブリックスペースでは、公共空間と調和を図りつつ、ベンチや緑などによる居心地のよい空間創出に配慮する。
- 門、柵、塀は可能な限り設置しないよう配慮する。設置する場合は、高さを抑え、生垣や緑化等による修景や、色彩などの意匠が周辺や建築物本体と調和するように配慮する。

例)



【配慮事項⑤：夜間景観】

- 周辺空間との調和を図りつつ、ライトアップやイルミネーションなどにより、周辺に賑わいをもたらす魅力的な夜景の演出に配慮する。
- 特に、水辺周辺の建築物等は、水辺への映り込みを意識した照明計画による魅力づくりに配慮する。

例)



【配慮事項⑥：屋外広告物】

- 敷地内の建築物やオープンスペースに設置する広告・看板等については、屋外広告物条例の規定を遵守するとともに、必要最小限とし、景観の阻害要因とならないよう、位置や色彩等に配慮し、建築物本体との調和に配慮する。
- また、屋上広告物を掲出する場合には、掲出する位置について、まとまりのあるよう、配慮する。
- 屋上広告物の配置・向きについては、クルーズ船等からの見え方に配慮する。

※ 屋外広告物については、一部を除き、事前に住宅都市局地域まちづくり推進部都市景観室への申請手続きが必要となりますので、「屋外広告物の手引き」をご確認ください。



おわりに

博多港景観形成指針は、臨港地区の景観を改善し、将来にわたって良好な景観を形成していくための基本的な考え方を取りまとめたものです。

良好な景観は、みなとの魅力や付加価値を高め、博多港はもとより福岡市全体の財産となるものです。

一方で、景観は、建築物や工作物、道路や緑地等、個別に取り組んでも改善していくものではありません。

そのため、事業者の皆様と行政が一体となって景観づくりを進めていく必要があるとともに、その良好な景観を、適切に維持管理・保全していくことが重要となってきます。

本指針を基に、関係者が目標を共有し、一体的・持続的に景観の形成に取り組むことで、「市民の方々に親しまれるとともに、訪れる方々に憩いや楽しを提供する、美しく清潔感のある港」を実現できるものと考えておりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

福岡市港湾空港局

博多港景觀形成指針

参考資料

- ・ 樹種候補P. 47
- ・ 色彩基準（福岡市景觀計画）P. 51
- ・ 屋外広告物の基準P. 54
- ・ 窓口・問い合わせ先一覧P. 68

■ 樹種候補

樹種候補一覧(1/2)

樹 種		写 真	性 質						観賞/用途	
			陰陽	耐潮	耐風	乾湿	適土質	生長		
高木	常緑	① スダジイ (樹高：10～20m)		中庸 /陽	強 ◎	強 ◎	中 ○	粘質土 適潤地	早	(観賞) 花/実/樹姿 (用途) ・街路樹 ・生垣
		② タブノキ (樹高：10～15m)		陰/ 中庸	強 ◎	強 ◎	強 ◎	肥沃地	早	(観賞) 樹姿/新葉 (用途) ・公園樹 ・防潮林、防風林
		③ マテバシイ (樹高：10～15m)		陽	強 ◎	中 ○	強 ◎	肥沃地	早	(観賞) 樹姿/樹幹 (用途) ・公園樹 ・庭園樹 ・街路樹
		④ ヤマモモ (樹高：15～20m)		中庸 /陽	強 ◎	強 ◎	強 ◎	比較的 選ばない	やや遅い	(観賞) 樹姿/樹幹/実/葉 (用途) ・公園樹 ・庭園樹 ・街路樹
	半常緑	⑤ シマトネリコ (樹高：5～15m)		陽	強 ◎	中 ○	弱 △	比較的 選ばない	早	(観賞) 花/樹姿 (用途) ・公園樹 ・庭園樹 ・街路樹
		⑥ ヒトツバタゴ (樹高：5～15m)		陽	中 ○	中 ○	中 ○	比較的 選ばない	早	(観賞) 花 (用途) ・公園樹 ・庭園樹 ・街路樹
		⑦ シマサルスベリ (樹高：5～10m)		陽	強 ◎	中 ○	中 ○	壤土	早	(観賞) 花/樹姿/樹皮 (用途) ・街路樹 ・公園樹 ・工場緑化樹 ・庭園樹
		⑧ オオシマザクラ (樹高：5～10m)		陽	強 ◎	中 ○	中 ○	多湿 肥沃地	早	(観賞) 花/樹姿 (用途) ・公園樹 ・街路樹 ・庭園樹 ・公共広場の緑陰
		⑨ サルスベリ (樹高：6～10m)		陽	強 ◎	中 ○	強 ◎	肥沃地	やや遅い	(観賞) 花/幹/樹姿 (用途) ・公園樹 ・庭園樹

樹種候補一覧(1/2)

樹 種			植 域		シ ー ズ ン												その他
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
高 木	常 緑	① スダジイ (樹高：10～20m)	九州 ・ 四国 ・ 本州関東以南		● 植栽時期は気温が10℃以下で寒風を受ける所では葉が脱水し緑色を失って活着しないので注意。												
		② タブノキ (樹高：10～15m)	九州 ・ 四国 ・ 本州関東以南		● 北風、潮風の強いところでは、クスノキよりも生育がよい。 ● クスノキよりも小さく、道路幅員が広い臨港道路では、緑のトンネルを形成しにくい。												
		③ マテバシイ (樹高：10～15m)	沖縄 ・ 九州 ・ 四国 ・ 本州関東以南		● 防火、防風、防塵、防潮用樹としてよく用いられ、臨港道路の街路樹としては適している。 ● 自然樹形は球状となるため、緑の量感がある。												
		④ ヤマモモ (樹高：15～20m)	沖縄 ・ 九州 ・ 四国 ・ 本州福井県以南		● 葉が細く、密であり緑の量感がある。 ● 雌株は、実が落ちて汚れるため注意が必要。												
	半 常 緑	⑤ シマトネリコ (樹高：5～15m)	九州 ・ 四国 ・ 本州関東以南		● 夏から秋の房状に下がる実が特徴的で美しい。 ● 湿地に耐えるので、都市部では高地下水部に適する。												
		⑥ ヒトツバタゴ (樹高：5～15m)	九州 ・ 四国 ・ 本州東北部以南		● 生長は割合に早いですが、剪定は好まないで、十分に広いスペースがある場所に植栽する。 ● 植栽品は土性を選ばず、花を見る木として奨励できる。 ● 九州での海浜に適した落葉花木として人気が高い。												
		⑦ シマサルズベリ (樹高：5～10m)	沖縄 屋久島 ・ 九州 ・ 四国 ・ 本州東北部以南		● 原植生は照葉樹木のなかの白い木膚の落葉高木であることを意図的に配植する。												
		⑧ オオシマザクラ (樹高：5～10m)	九州 ・ 四国 ・ 本州 ・ 北海道南部		● 潮風に強いサクラとして、海浜地によく用いられる花木。												
		⑨ サルスベリ (樹高：6～10m)	九州 ・ 四国 ・ 本州		● 樹形が不整形だから道路緑化樹向きではないが、夏の花木として園地、あるいは環境施設帯には欲しい木。												
落 葉																	

■ 樹種候補

樹種候補一覧(2/2)

樹 種		写 真	性 質						観賞/用途
			陰陽	耐潮	耐風	乾湿	適土質	生長	
グランドカバー（低木・地被） 常緑性	① アガパンサス （姿高：40～80cm）		陽	強◎	中○	強◎	選ばない	-	（観賞） 葉/花 （用途） ・ 平地面のカバー ・ ボーダー ・ 法面
	② オタフクナンテン （姿高：30～50cm）		中庸	強◎	強◎	強◎	肥沃地	遅	（観賞） 葉/姿 （用途） ・ ボーダー ・ 根締め ・ 公園樹 ・ 庭園樹 ・ 街路樹
	③ シャガ （姿高：50～60cm）		中庸/陰	強◎	中○	中○	適湿地	-	（観賞） 花/草姿 （用途） ・ 根締め ・ 林床又は林縁
	④ ハイバクシン （姿高：30～60cm）		陽	強◎	強◎	強◎	比較的 選ばない	遅	（観賞） 樹姿 （用途） ・ 根締め ・ 公園樹 ・ 庭園樹 ・ 街路樹 ・ 法面緑化樹
	⑤ フィリヤブラン （姿高：30～60cm）		陰/陽	中○	強◎	中/湿○	選ばない	中	（観賞） 葉/花/実 （用途） ・ 平面 ・ 法面 ・ 公園樹 ・ 庭園樹 ・ 街路樹
宿根性	⑥ ヘメロカリス （姿高：30～50cm）		陽/半陰	中○	中○	中○	選ばない	やや遅	（観賞） 花/草姿 （用途） ・ 平面 ・ 法面 ・ ボーダー ・ 花壇

樹種候補一覧(2/2)

	樹 種	植 域	シーズン												その他
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
グランドカバー(低木・地被)	① アガパンサス (姿高: 40～80cm)	・ 関東以南													● 花色は淡紫青、白、濃紫色がある。
	② オタフクナンテン (姿高: 30～50cm)	・ 関東以南													● 紅葉した葉が美しい。冬に紅葉するが春に緑の葉にもどる。
	③ シャガ (姿高: 50～60cm)	・ 関東北部以南													● 花色は紫白色。 ● 繁殖力は旺盛。
	④ ハイバクシン (姿高: 30～60cm)	・ 本州以南													● 比較的土質を選ばず、乾燥、潮風、寒風等に強く、道路緑化などによく利用される。
	⑤ フイリヤブラン (姿高: 30～60cm)	・ 九州 ・ 四国 ・ 本州関東以南													● 紫色の花が8月～9月に咲く。 ● 排水の良い腐植質の土壌を好み、乾燥に強く日当りの悪い場所でも植栽できる。
宿根性	⑥ ヘメロカリス (姿高: 30～50cm)	・ 日本全土													● 宿根草 ● 品種が多く、黄、赤、橙、桃、白など多様な色、形の花がある。

■色彩基準（福岡市景観計画）

以下は「福岡市景観計画」からの抜粋です。

第3節

色彩に関する景観形成基準

建築物及び工作物の外観に使用できる色彩の範囲は、以下のとおりとします。

- 1 建築物及び工作物の外観に使用する色彩は、蛍光色以外のものとします。
- 2 各ゾーンにおける色彩の基準は、表1及び表2に掲げる色彩基準（日本工業規格Z 8721に定める色相、明度及び彩度の三属性によるマンセル値）のとおりとします。

ただし、次の場合については、この限りではありません。

- ・各面の見付面積の10%以内の範囲内で外観のアクセント色として着色する場合
- ・無着色の自然素材を用いる場合
- ・地域の良好な景観形成に資するもので市長が都市景観形成上の支障がないと認める場合

表1 都心ゾーン、港湾ゾーンにおける色彩基準

区分	色相	明度	彩度
建築物	全ての有彩色	—	6以下
	無彩色	—	—
工作物	全ての有彩色	—	3以下
	無彩色	—	—

表2 一般市街地ゾーン、歴史・伝統ゾーン、山の辺・田園ゾーン、海浜ゾーンにおける色彩基準

区分	適用部位	色相	明度	彩度
建築物	建築物の高層部	10R から 2.5Y まで	2 以上 8.5 以下	4 以下
		上記以外の有彩色	2 以上 8.5 以下	2 以下
		無彩色	2 以上 8.5 以下	—
	建築物の低層部	全ての有彩色	8.5 以下	6 以下
		無彩色	8.5 以下	—
工作物	全ての部位	全ての有彩色	—	3 以下
		無彩色	—	—

- 備考 1 この表における建築物の低層部とは、地上10m以下かつ3階以下の建物の部分をいいます。
2 海浜ゾーンにおいては、色彩基準うち明度の基準を適用しません。

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

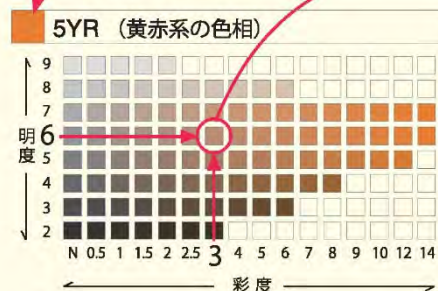
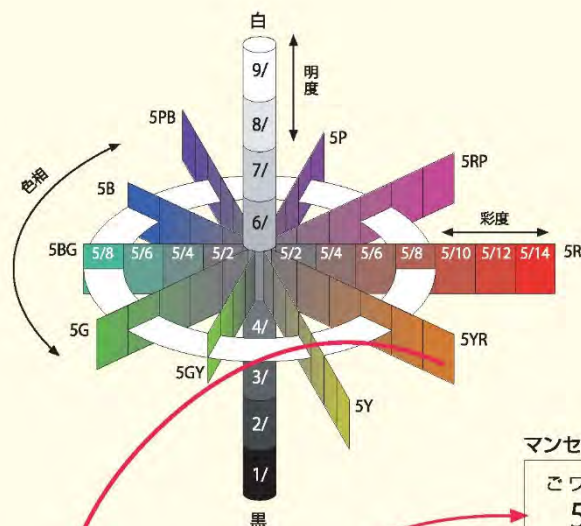
第5章

第6章

第7章

マンセル表色系
を用いた定量的な
色彩基準の設定

- **色相は、いろあいを表すもので、10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベットとその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ表記します。**
- **明度は、明るさの度合いを0から10までの数値で表し、暗い色ほど数値が小さくなります。**
- **彩度は、あざやかさの度合いを0から14程度までの数値で表し、色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。**
- **マンセル記号は、色相、明度／彩度を組み合わせ、5YR 6.0 / 3.0のように表記します。**



マンセル値

ごワイアル ろく の さん
5YR 6.0 / 3.0
色相=色合い 明度=明るさ 彩度=鮮やかさ

(社)日本塗料工業会 塗料用標準色 色票番号

15-60F

※(社)日本塗料工業会発行の塗料用標準色は、色票番号に対応するマンセル値が参考に付されています。

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

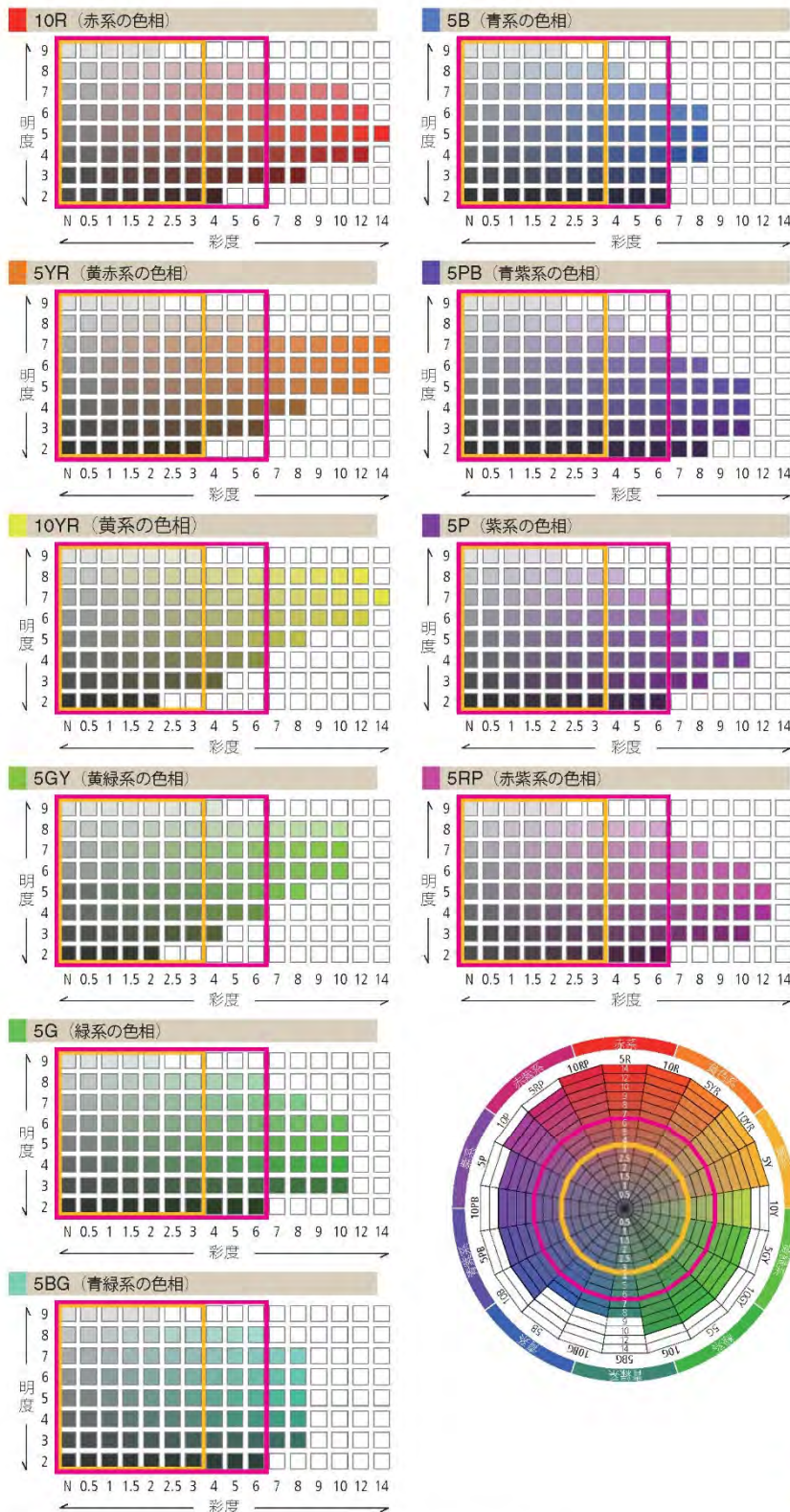
第7章

■色彩基準（福岡市景観計画）

都心ゾーン

港湾ゾーン

都心ゾーン、港湾ゾーンで使用できる色彩の範囲



※この図は印刷のため、正確な発色ではない場合があります。

■屋外広告物の基準

以下は「屋外広告物の手引き」の抜粋です。

はじめに

福岡市では、良好な景観を形成し、公衆に対する危害を防止するため、看板(屋外広告物)を表示・設置する際のルールとして屋外広告物条例を定めています。

この「手引き」は、広告物の大きさや高さ、設置できない場所、許可の手続き等に関するルールをまとめたものです。

福岡の街をより美しく、安全・安心で快適に住みやすくするため、広告物を表示しようとする方だけでなく市民の皆様にもルールを理解していただき、魅力的で秩序ある広告景観づくりにご協力をお願いします。

1 屋外広告物について

屋外広告物とは

次の4つの要件を全て満たすものです。

屋外広告物の定義

- ① 常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ② 屋外で表示されるもの
- ③ 公衆に表示されるもの
- ④ 看板・立看板・はり紙・はり札並びに広告塔・広告板・建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

※街頭などで配られるビラやチラシは含まれません。

※建物や自動車の内側などに表示されるものは含まれません。

※駅、乗船場、空港等の改札口の内側の人に対してその構内に表示されているものは含まれません。

■主な屋外広告物



許可申請

屋外広告物を表示・設置しようとするときは許可を受ける必要があります。

屋外広告物を掲出するときは、許可申請が不要な広告物(P. 13 参照) 以外は、すべて事前に許可が必要です。また、現在掲出している広告物を変更したり、改造したりするときや許可期間を過ぎて継続して掲出するときも、事前に許可が必要です。手続きはP. 19をご覧ください。

なお、広告物を掲出する場合は、福岡市に広告業者登録を行っている業者に依頼してください。

※広告業登録業者は福岡市ホームページで、ご覧になれます。

[福岡市屋外広告業](#)

[検索](#)

●福岡市屋外広告物条例改正について ―平成28年10月1日より運用―

屋外広告物は、都市景観を構成する重要な要素のひとつです。市民共有の財産である景観を快適で良好なものに感じられるよう、周辺との調和に配慮する必要があるため、福岡市では屋外広告物の地域区分を新たに設定し、これまでの規格基準を見直しました。その他にも、安全性への配慮として、LEDビジョン広告等の設置の制限や管理者の資格要件、また悪質な違反者の氏名等を公表できることなどを定めました。

この手引きの活用手順

屋外広告物を表示・設置する際には、この手順を参考に該当する項目及び関係するページのルールを確認し、規格基準を守って適正に掲出してください。

地域・種別の確認

掲出しようとする場所の地域区分を確認する

P. 3 地域の区分

掲出しようとする屋外広告物の種別を確認する

P. 1 主な屋外広告物

ルールの確認

禁止されている地域などに該当していないか確認する

P. 12 禁止地域・禁止物件・禁止広告物等

P. 13 規制を受けない広告物（適用除外広告物）

地域別に定められた広告物のルールを確認する

P. 4～8 各地域の規格基準

P. 9 各地域に共通した規格基準（車体利用広告物含む）

P. 10～11 発光可変表示式広告物に関する規格基準

P. 11 福岡都市高速道路等沿道における規制

他法令等に係る協議を行う

他法令等により定められた届け出や規制等について確認する

主な他法令等による手続きの窓口

内 容	申請等手続き	窓 口（担当部署・機関）
道路上に設置するとき	道路占用許可申請	区維持管理課（西区は管理調整課）、 港湾空港局維持課、国道事務所
工事等で道路を使用するとき	道路使用許可申請	所轄警察署交通課
高さが4mを超えるとき	工作物確認申請	住宅都市局建築審査課、指定確認 機関
防火地域内に設置するとき （屋上設置又は高さ3m超）	看板等の防火措置	
地区計画区域内で届出対象となるとき	地区計画の区域内における行為の届出	住宅都市局都市計画課
風致地区（禁止地域を除く）に設置するとき	風致地区内行為許可申請書	住宅都市局みどり推進課
気球（アドバルーン）を設置するとき	水素ガスを充てんする気球の設置届出	所轄消防署予防課
ネオン管灯設備を設置するとき	ネオン管灯設備設置届出	
アイランドシティに設置するとき	建設計画書届出	港湾空港局まちづくり推進課

許可を得る

許可申請の手続きを行い、掲出の許可を得る

P. 19 許可申請手続き等の進め方、手数料

適正な維持管理等

広告主・広告業者等の遵守事項について知る

P. 14 広告物に関わる者の責務

管理・除去義務

管理者の選定及び資格

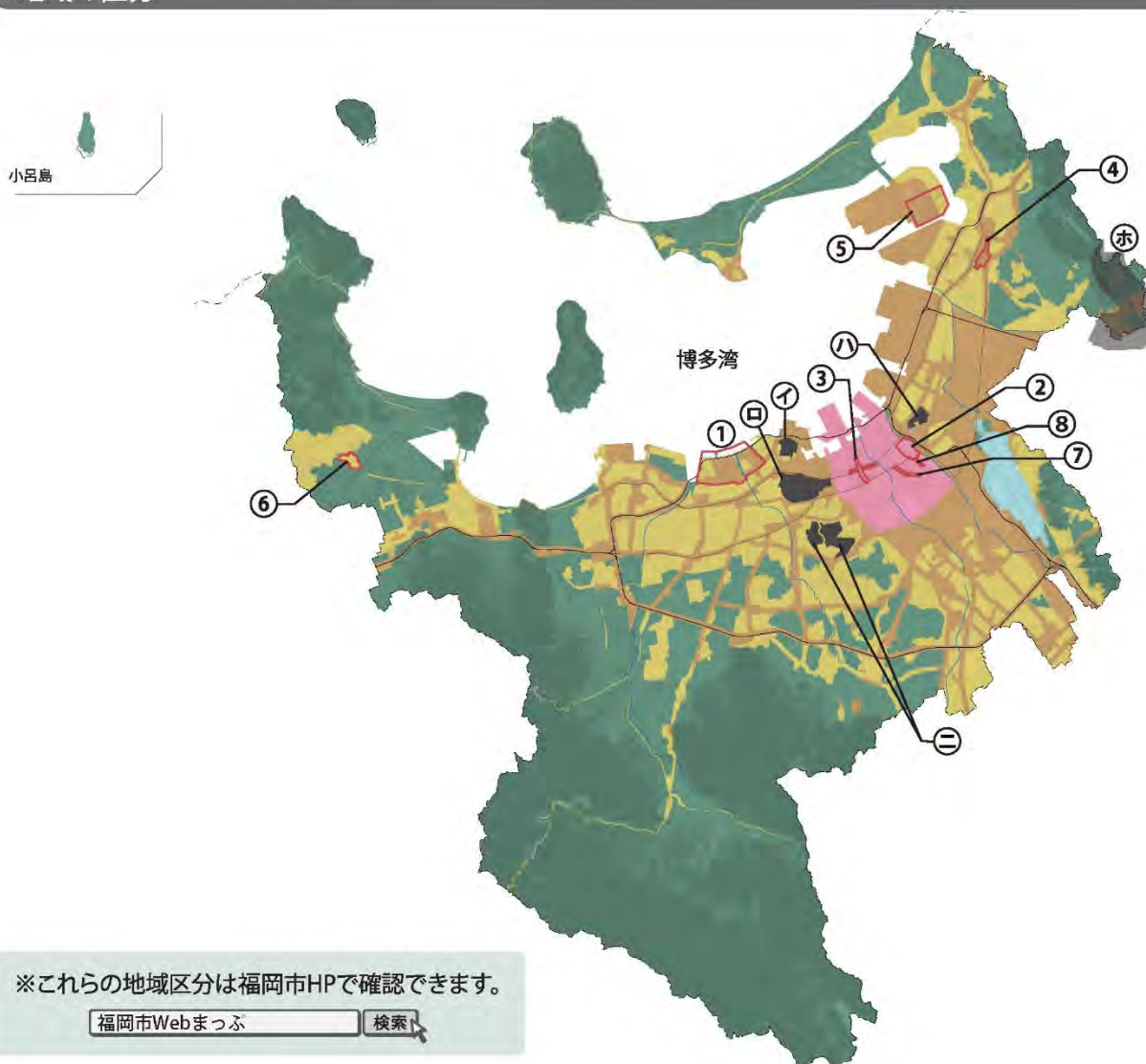
許可証票の貼付

P. 15～16 違反広告物に対する是正の取組み

2 広告物の規格基準

自然豊かな地域、賑わいのある繁華街など、地域やまちの個性に応じた景観となるよう、地域を区分してそれぞれの地域にふさわしい規格基準を定めています。

地域の区分



※これらの地域区分は福岡市HPで確認できます。

福岡市Webまっぷ

検索

凡例	地域区分	対象地域	規格基準
	都心部・空港周辺地域	福岡市基本計画に位置付けられている都心部の範囲 並びに福岡空港周辺	P. 4
	商業・沿道系地域	第二種住居地域, 準住居地域, 近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域, 工業地域, 工業専用地域(都心部・空港周辺地域を除く), 特定流通業務施設区域(※1)	P. 5
	住居系地域	第二種低層住居専用地域, 第一種中高層住居専用地域, 第二種中高層住居専用地域, 第一種住居地域(都心部・空港周辺地域を除く), 沿道施設指定路線区域(※2)	P. 6
	自然・低層住居系地域	第一種低層住居専用地域, 市街化調整区域(福岡空港周辺区域, 特定流通業務施設区域及び沿道施設指定路線区域を除く), 小呂島, 玄界島	P. 7
	空港地域	福岡空港敷地内	P. 8
	都市景観形成地区	①シーサイドももち地区, ②御供所地区, ③天神(明治通り・渡辺通り)地区, ④香椎副都心(千早)地区, ⑤アイランドシティ香椎照葉地区, ⑥元岡地区, ⑦はかた駅前通り地区, ⑧承天寺通り地区	
	禁止地域	㊦西公園, ㊧福岡城址(大濠公園, 舞鶴公園), ㊨東公園(県庁周辺), ㊩南公園, ㊪九州縦貫自動車道と両側 500m の範囲にある地域	P. 12
	福岡都市高速道路等沿道	福岡都市高速道路及び西九州自動車道から展望できないものを除き, 各道路縁より両側 50m かつ路面高さより上方の範囲	P. 11

※1：市街化調整区域において、都市計画法第 34 条第 14 号の規定に基づき市長が定めた特定流通業務施設を設置することができる区域。

※2：市街化調整区域において、都市計画法第 34 条第 9 号の規定に基づき交通量等を勘案して市長が指定した路線で、この道路に接続してドライブイン等自動車運転者の休憩のための施設等を設けるための開発・建築許可を受けた場合に適用。

各地域規格基準

都心部・空港周辺地域 交流拠点都市にふさわしい都市機能の集積・創出を図る地域

特性

交通結節機能を背景に、商業、業務が集積するなど福岡を代表する景観拠点にふさわしいまちなみ形成や来街者をもてなす景観形成を図る地域

対象地域

福岡市基本計画に位置付けられている都心部の範囲並びに福岡空港周辺



壁面利用広告物

壁面1面あたりの合計面積：壁面面積の1/3以下

壁面設置広告物

壁面1面あたりの合計面積：

- 〈壁面面積1,000㎡未満の場合〉壁面面積の1/3以下かつ50㎡以内
- 〈壁面面積1,000㎡以上の場合〉壁面面積の1/20以下

※分類について

壁面利用広告物には次のような種類があります

壁面利用広告物

壁面設置広告物(広告板)



広告幕

直接塗り付けるもの

シート状のもの など



屋上設置広告物

高さ：建物高さの2/3以下、かつ地上から51m以下

全ての広告物(共通)

- まちなみの賑わいや快適な歩行者空間の形成に配慮し、可能な限り低層部(地上高さ10m以下、かつ3階以下の部分)に設置する。



突出広告物

出幅：(a) 建物壁面より1.5m以内

かつ

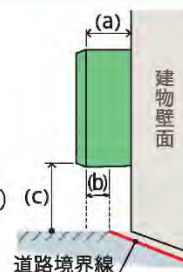
(b) 道路境界線より0.8m以内(歩道上は1m以内)

地上から下端までの高さ(c)：

〈道路上〉4.5m以上(歩道上は2.5m以上)

〈敷地内〉2.5m以上(広告物の下部を通行可能な場合)

面積(1個当たり)：20㎡以内



地上設置広告物

地上からの高さ：30m以下

地上から下端までの高さ：

2.5m以上(広告物の下部を通行可能な場合)

面積(1個当たり)：50㎡以内

(高さが10m以下の場合)

発光可変表示式広告物

- 面積、高さなど：広告物種別による。
- 輝度：周辺環境に配慮したものとする。
- 点滅速度：緩やかにする。
- 交差点部における規格：P.10のとおり

電柱類を利用するもの ／立看板／はり紙・はり札の類

P.9「各地区に共通した規格基準」のとおり

商業・沿道系地域 にぎわいある景観づくりを進める地域

特性

商業活動等が積極的に営まれ、にぎわいのある景観づくりを進めるとともに、これと調和した居住環境のもと、市民の生活が営まれている地域

対象地域

第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域（都心部・空港周辺地域を除く）
特定流通業務施設区域（※1）

※1：市街化調整区域において、都市計画法第34条第14号の規定に基づき市長が定めた特定流通業務施設を設置することができる区域。



壁面利用広告物

壁面1面あたりの合計面積：壁面面積の1/3以下

壁面設置広告物

壁面1面あたりの合計面積：

- 〈壁面面積1,000㎡未満の場合〉壁面面積の1/3以下かつ50㎡以内
- 〈壁面面積1,000㎡以上の場合〉壁面面積の1/20以下

※分類について

壁面利用広告物には次のような種類があります

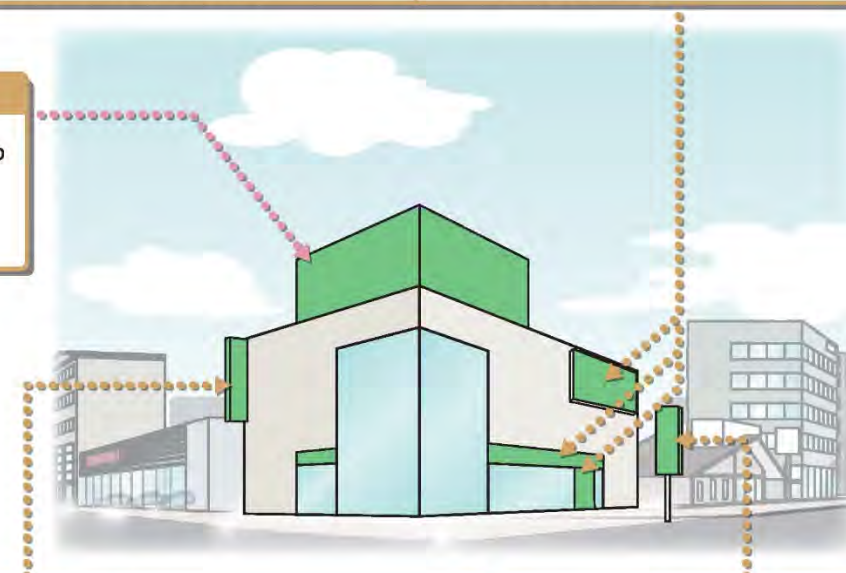
壁面利用広告物

- 壁面設置広告物（広告板） 
- 広告幕
- 直接塗り付けるもの 
- シート状のもの など

屋上設置広告物

高さ：建物高さの2/3以下、かつ
地上から51m以下

総面積：50㎡以内



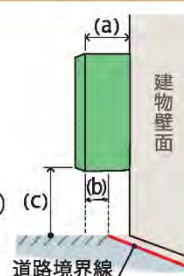
突出広告物

出幅：(a) 建物壁面より1.5m以内
かつ
(b) 道路境界線より0.8m以内（歩道上は1m以内）

地上から下端までの高さ(c)：

- 〈道路上〉4.5m以上（歩道上は2.5m以上）
- 〈敷地内〉2.5m以上（広告物の下部を通行可能な場合）(c)

面積（1個当たり）：20㎡以内



地上設置広告物

地上からの高さ：20m以下

地上から下端までの高さ：
2.5m以上（広告物の下部
を通行可能な場合）

面積（1個当たり）：50㎡以内

発光可変表示式広告物

面積、高さなど：広告物種別による。
輝度：周辺環境に配慮したものとする。
点滅速度：緩やかにする。
交差点部における規格：P.10のとおり

電柱類を利用するもの ／立看板／はり紙・はり札の類

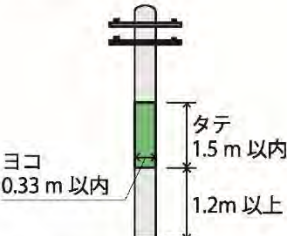
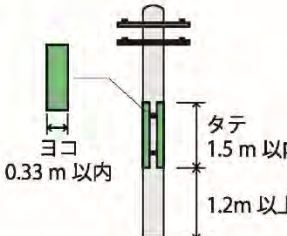
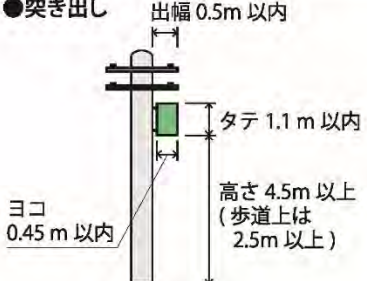
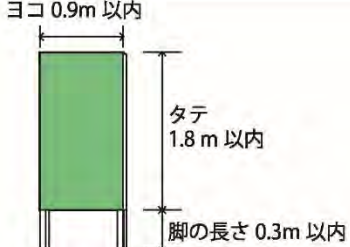
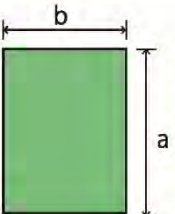
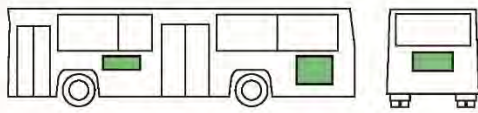
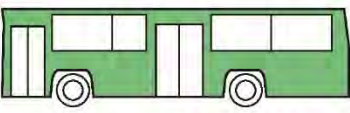
P.9「各地区に共通した規格基準」
のとおり

■屋外広告物の基準

2 広告物の規格基準

各地域に共通した規格基準

次の広告物は、各地域に共通した規格基準です。

電柱類を利用するもの	●直接塗り付け  ●巻きつけ  ●突き出し 
立看板	ヨコ 0.9m 以内  タテ 1.8m 以内 脚の長さ 0.3m 以内 はり紙・はり札の類 面積は 1 m² 以内 表示者又は管理者の住所・氏名・連絡先の表記が必要です。 
電車又は自動車の外面を利用するもの (祭礼等のためにするものを除く)	●次のものは表示、設置しないこと ①発光可変表示式広告物 (P.11 参照) ②発光、蛍光又は反射効果により、運転者を幻惑させるおそれのあるもの。 ●定期路線バスの外面の一部を利用する場合  ○側部: (左右それぞれ) 表示面積5m²以内 個数3個以内 ○後部: 表示面積0.5m²以内 個数1個 ●定期路線バスの外面の全部を利用する場合  ○窓面利用の場合: 側部及び後部のみとし、 表示面積はそれぞれの 窓面面積の30%以内 ○広告物の色彩、意匠等は、 都市の景観と調和のとれたもの(福岡市車体利用 広告物デザイン審査委員 会の承諾)とする。
全ての 広告物	視覚障がい者が安全に通行することができるよう、広告物と視覚障がい者誘導用床材(いわゆる点字ブロック)との離隔距離を確保する。

解説

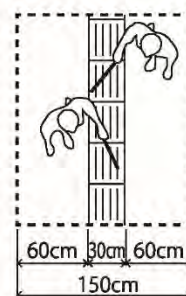
●視覚障がい者の動作寸法

視覚障がい者が白杖を使用し視覚障がい者誘導用床材(点字ブロック)に沿って通行する場合は、通常60cm以上のスペースが必要とされています。

出典：福岡市福祉のまちづくり条例
施設整備マニュアルより
「基準となる幅や広さ等の基本的な考え方」



白杖使用者の
動作寸法



視覚障がい者誘導用床材等を使用する
白杖使用者が通過できる寸法

発光可変表示式広告物に関する規格基準

発光可変表示式広告物とは、屋外ビジョンなどの自ら発光して表示の内容を変える事ができる広告物（一定時間表示の内容が変わらないものを除く）。P.11に参考事例を掲載

地域別設置基準

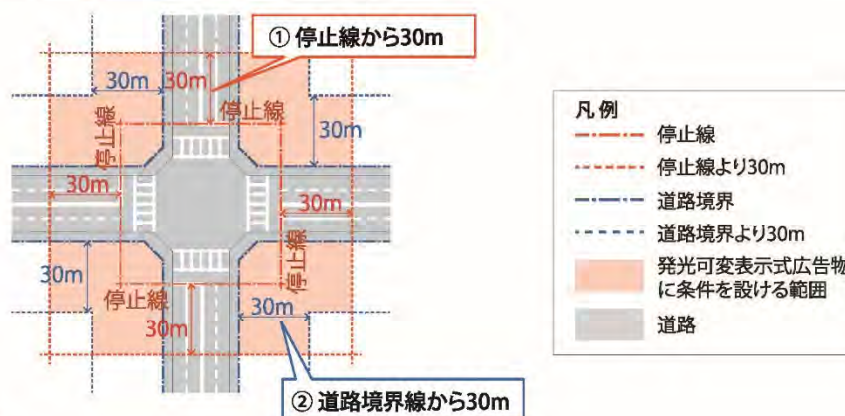
都心部・空港周辺地域 商業・沿道系地域 空港地域	各地域規格基準(P.4, 5, 8)により設置することができる。 ただし、交差点部は、下図の設置条件による。
住居系地域 自然・低層住居系地域	設置することができるのは、次のいずれかに該当するもの。 (1) 地域住民の日常生活の利便に供する施設（生活利便施設）において、自ら提供するサービス等を表示する広告物で、面積の合計が0.5㎡以内のもの (2) 国、地方公共団体又は公共団体、公共の団体が、公共的目的をもって表示する広告物で、各地域区分の規格基準に適合したもの

性能に関する制限

- 輝度は周辺環境に配慮したものとし、点滅速度は緩やかにすること

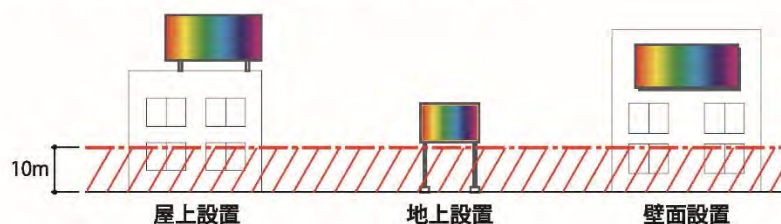
交差点部における設置条件

- 設置条件を設ける交差点とその範囲
 - (1) 交差点（十字路、丁字路その他2以上の道路が交わる部分）のうち、交差する2以上の道路の車線がそれぞれ4以上で信号機を有するもの。
 - (2) 下図に示す範囲（）は下記の設置条件による。



○ 設置条件

広告物の下端までの高さは、地上から10m以上とする。

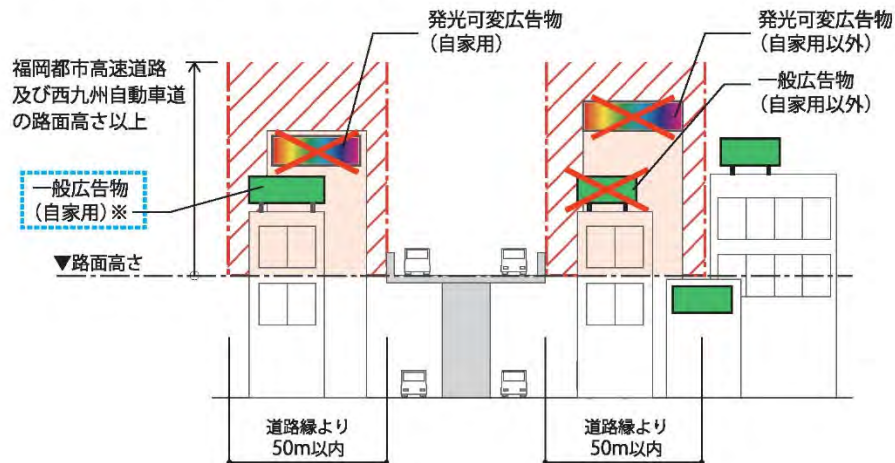


福岡都市高速道路等沿道における規制

福岡都市高速道路及び西九州自動車道から展望できないものを除き、各道路縁より両側 50m かつ路面高さ以上の範囲に広告物を表示することはできない。

ただし、一般広告物のうち、自家用で許可を受けたものは表示することができる。

※表示する際は、「2 広告物の規格基準」を守ってください。



解説

● 発光可変表示式広告物の例

LEDビジョン、液晶ビジョン、液晶テレビ、デジタルサイネージ、電光掲示板、点滅看板、電飾看板、電光ニュース、投影・映写等

○事例



● ネオンサインの例

ネオン管を用いたもので点滅しないもの



● 上記以外の電照広告物の例

一定時間以上継続して点灯しているもの。



3 禁止地域・禁止物件・禁止広告物等

禁止地域

これらの地域（P. 3 図参照）では，原則として広告物を表示することはできません。ただし，P. 13 の規制を受けない広告物（禁止地域に表示できる）に該当するものは表示できます。

- 風致地区とその周辺
 - ① 西公園風致地区 ㊦ 南公園風致地区
 - ② 福岡城跡風致地区 （桜坂小笹線及び当該道路の両側道路界より30mの範囲を除く。）
 - ③ 東公園風致地区
- ㊧ 九州縦貫自動車道と両側500mの範囲内（ただし，展望できないものは除く）
- 古墳及び墓地

禁止物件

これらの物件には，原則として広告物を表示することはできません。ただし，P. 13 の規制を受けない広告物（禁止物件に表示できる）に該当するものは表示できます。

○ 橋りょう
○ トンネル
○ 高架構造物
○ 分離帯

○ 街路樹
○ 保存樹
○ 保存樹林

○ 銅像
○ 記念碑の類

○ 公衆便所
○ 公衆電話ボックス
○ 郵便ポスト
○ 路上に設ける
変圧器，配電器

○ 信号機
○ 道路標識
○ 歩道柵
○ 路上に設ける車止め
○ 道路の石垣・擁壁
○ これらに類するもの

○ 消火栓
○ 火災報知機
○ 防火水槽標識
○ 火の見櫓

○ 送電塔
○ 送受信塔
○ 照明塔

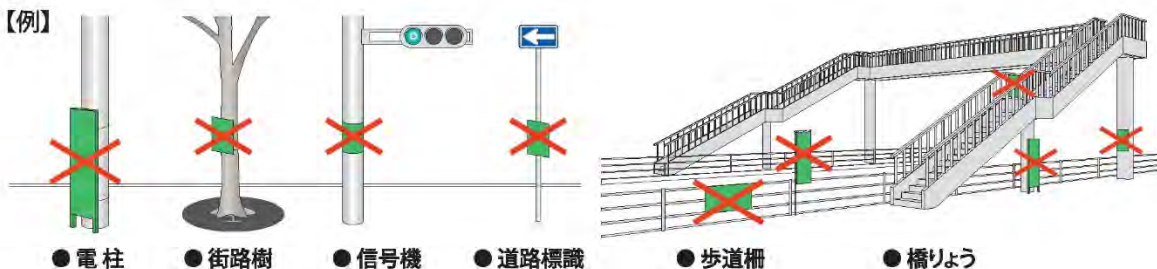
○ 煙突
○ ガスタンク
○ 水道タンク
○ 石油タンク
その他タンクの類

○ 景観重要建造物
○ 景観重要樹木

はり紙，はり札，
立看板の表示禁止

○ 電柱
○ 街灯柱
その他電柱の類
○ 消火栓標識

【例】



禁止広告物等

これらの広告物を表示することはできません。

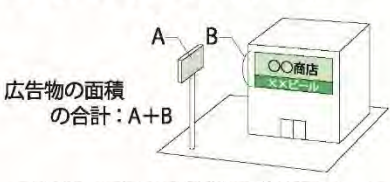
- 著しく汚染し，退色し，または塗料等の剥離したもの
- 著しく破損し，または老朽したもの
- 倒壊または落下のおそれがあるもの
- 信号機，道路標識等に類似し，またはこれらの効用を妨げるようなもの
- 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの



規制を受けない広告物（適用除外広告物）

これらの広告物は、禁止地域や禁止物件にも表示できます。「許可不要」な広告物は、一般地域においても許可を受けずに表示することができます。

※規格基準の記載がないものは「2 広告物の規格基準」を守ってください。

許可の 要・不要	規制を受けない広告物の内容	禁止地域に 表示できる	禁止物件に 表示できる	【凡例：表示できる○ 表示できない×】
許可不要	○自己の氏名、名称、店名、商標又は事業、営業の内容を、自己の住所、事業所、営業所、作業場に表示するもの（いわゆる自家用広告物）で、下図の基準に適合するもの。 ただし、発光可変表示式広告物、ネオンサイン並びに福岡都市高速道路及び西九州自動車道に係る沿道の範囲（P.11 参照）に表示する広告物は、自家用であっても許可申請が必要です。また、禁止地域では表示できません。  広告物の面積の合計：A+B ・ 広告物の面積の合計が10㎡以内のもの。（禁止地域にあつては5㎡以内） ・ 左記の規格に適合する広告物で、同一平面上に特定商品名等を表示する場合、特定商品等の表示面積は当該広告物の合計面積の1/3以下とする。  ○自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの（いわゆる管理用広告物） ・ 広告物の面積の合計が5㎡以内のもの。  ○冠婚葬祭、祭礼等（市民のまつり、地域の祭り事を含む）のため、一時的に表示するもの。 ○講演会、展覧会、音楽会等（各種イベントを含む）のため、その会場敷地内に表示するもの。 ○人、車両（電車及び自動車を除く）、船舶等に表示するもの。例えば、人が掲げるプラカードや原動機付自転車、軽車両（自転車、リヤカーなど）、船舶、飛行機などに掲出される広告物。	○	×	【凡例：表示できる○ 表示できない×】
	○所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名、商標又は事業、営業の内容を表示するもの。 →対象物件：送電塔、送受信塔、照明塔、煙突及びガスタンク、水道タンク、石油タンクその他のタンク類 ・ 広告物の表示面積が5㎡以内のもの。 ○所有者又は管理者が管理の必要性に基づき表示するもの。 →対象物件：P.12 に掲げる禁止物件 ○公共団体又は公共的団体（※）が公共の利益又は公衆の利便性のために表示するはり紙、はり札の類及び広告幕類で他の広告物を併用しないもの。 →対象物件：送電塔、送受信塔、照明塔、煙突及びガスタンク、水道タンク、石油タンクその他のタンク類並びに電柱、街路灯その他の電柱の類及び消火栓標識 ※ 公共団体又は公共的団体：日本赤十字社、独立行政法人都市再生機構、福岡市・県住宅供給公社、福岡北九州高速道路公社 	×	○	
	○営利を目的としないはり紙、はり札の類。	×	×	
	○他の法令の規定により表示されるもの。 ○国または地方公共団体が公共的目的をもって表示するもの。 ○公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター等（政治活動のためのポスターは含まない）。 ○公益上やむを得ないもので緊急に公衆に表示する必要があるもの。 ○公益上必要な施設または物件に寄贈者名等を表示するもの。 ・ 表示できるものは1個で、大きさは全体面積の1/10以下かつ0.5㎡以内  緊急時の表示例	○	○	
	○道標、案内図板等で公共的目的をもったもの。	○	×	

4 責務、義務、管理者資格等

屋外広告物に関わる者の責務

屋外広告物が適正に表示・設置され、また管理が行われるよう関係者の責務について規定しています。

- 広告主**は、自ら条例等の規定を順守するとともに、広告物を表示・設置することを依頼した屋外広告業者等にも条例等に違反することがないように必要な措置を講ずるものとします。（例：規格基準への適合や許可申請手続きなど）
- 屋外広告業者等**は、自ら条例等の規定を順守するとともに、表示・設置する広告物が条例等の規定に適合したものとなるよう広告主その他の関係者に対し、助言を行い、その他必要な措置を講ずるものとします。（例：規格基準や安全対策などに関する説明や助言など）
- 施設管理者**は、その管理する土地や建物、工作物等に広告物が表示・設置されるにあたって、条例等の規定に適合するよう配慮を行うものとします。（例：管理範囲を明示するなど）

管理義務、除却義務

広告物の表示者等※は、管理・除却について次のような義務を負います。

- 広告物を常に良好な状態に保持しておくために必要な補修その他の管理を行わなければなりません。
- 広告物の許可期間が満了したとき、許可が取り消されたとき、又は掲出が必要でなくなったときは、その翌日から10日以内に広告物を除却する必要があります。

※ 広告物の表示者等とは：広告主、広告主から広告物の設置等について依頼を受けた屋外広告業者、所有者又は占有者、その他広告物について権利を有する者、広告物を管理する者をいう。

管理者の選定及び資格

- 許可に係る広告物を表示・設置する者は、これら広告物の管理者を定めなければなりません。
- 広告物の適正な管理のためには、構造、材料、電気設備等の専門的な知識が要求されることから、下表左欄の広告物を管理する者は、右欄の資格を有していることが必要です。

対象広告物	管理者の資格
高さ4メートルを超える広告塔、 広告板（建築基準法の確認申請物件）その他これらに類するもの。	いずれかの資格を有する者 (1)屋外広告士 (2)建築士 (3)特種電気工事資格者（ネオン工事） (4)電気主任技術者 (5)福岡市屋外広告業者登録簿に登録されている事業所に勤務している 次のいずれかに該当する者 ①福岡市その他の自治体が行う講習会修了者 ②職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって広告美術仕上に係るもの。

許可証票の貼付

- 許可（更新を含む）を受けた者は、その広告物に、福岡市から交付された許可証票（シール）を貼りつけなければなりません。



5 違反広告物に対する是正の取組み

福岡市では、悪質な違反者に対する氏名等公表の実施や罰則の適用を踏まえ、違反広告物の是正に向けた取組みを推進していきます。

違反広告物と是正対応

無許可広告物（規格には適合している）

- 許可を受けていない。
- 許可の期間を更新していない。

対応 ▶ 許可申請を行い、許可を受けることで是正されます。

無許可広告物（規格に適合していない）

- 大きさや高さなどが規格基準等に適合していない。

対応 ▶ 規格に適合させて許可申請する、又は除却することで是正されます。

禁止物件等に掲出している広告物

- 禁止している物件（電柱、街灯柱など）や地域（風致地区等）に設置している。

対応 ▶ 除却することで是正されます。

禁止広告物等

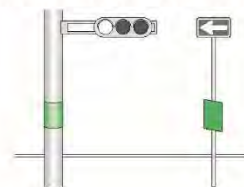
- 著しく汚れていたり、塗装がはがれていたり、破損したりしている。
- 倒れ掛かっていたり、落下のおそれがある。
- 信号機や標識の邪魔になったり、道路交通の安全を阻害するおそれがある。

対応 ▶ 良好で安全な状態につくり直す、又は除却することで是正されます。

〈規格に適合していない〉



〈禁止物件に掲出している〉



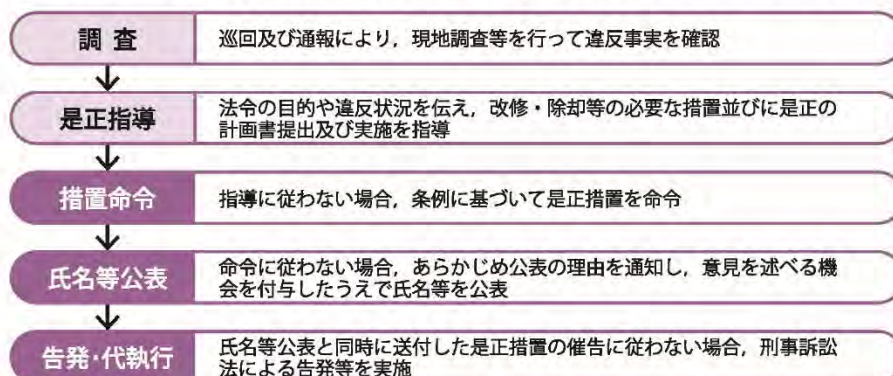
是正対象者

是正指導・命令を受けるのは、条例等に違反して広告物を表示・設置し、若しくは除却しない者又は適正な管理を行わない者です。

- **広告主**（広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを決定し、自ら又は屋外広告物業者等に委託することにより表示又は設置しようとする者）
- **屋外広告業者等**（広告物の表示又は掲出物件の設置について、広告主から委託を受けた屋外広告業者その他の事業者）
- **所有者、占有者その他広告物又は掲出物件について権原を有する者**（広告物の表示・設置後の関係者）
- **広告物又は掲出物件を管理する者**（広告物等に関し補修その他必要な管理を行う者）

違反広告物の是正指導・命令等の手順

指導・命令には措置期限を設け、命令に従わないときは、氏名等公表や告発の手続きを進めます。

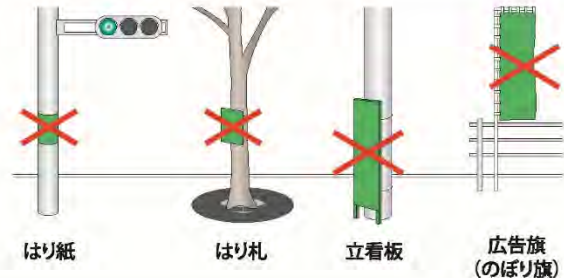


違反に対する措置

- 条例の規定又は許可の条件に違反した広告物については、その違反者に対し、設置の停止又はこれらの改修、移転、除却その他の措置を命じることがあります。
- 違反広告物の表示者等が不明なときは、その者に代わって福岡市が除却することがあります。

違反に対する措置（はり紙、はり札等）

はり紙、はり札等、広告旗、立看板等の簡易な広告物が、電柱に表示されているなど、条例の規定（禁止地域、禁止物件、許可）に違反している場合は、違反掲出者による自主除却等の指導等を実施するとともに、広告物を掲出した者がわかってもそれらが管理されずに放置されているときは除却（簡易除却）することがあります。



許可の取消し

許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことがあります。

- 許可の条件に違反したとき
- 許可を受けずに広告物を変更又は改造しようとしたとき
- 違反広告物に対する改修、移転、除却等の措置命令に従わないとき
- 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき

条例違反による罰則（罰金）

広告物に関する条例の規定に違反する次の者は、100万円以下の罰金に科せられることがあります。

- 禁止地域、禁止物件（P.12）又は許可の規定に違反して広告物を掲出した者
 - 許可（P.19）を受けずに広告物を変更し、又は改造した者
 - 除却義務（P.14）に違反して広告物を除却しなかった者
 - 違反広告物に対する改修、移転、除却等の措置命令（P.15）に従わない者
 - 広告物に関する報告や資料の提出を拒み、若しくは虚偽の報告や資料を提出し、又は立入検査等を拒み、妨げ、避けた者
- ※この他、屋外広告業の登録に関する違反に対しても罰金などの刑事罰があります。

屋外広告業※の登録について

- 福岡市内で屋外広告物の表示又は設置の工事を行う業を営もうとする方は、福岡市屋外広告業者登録簿への登録が必要です。市内に営業所がなくても登録できます。
- 登録は、業務主任者の選任など必要な要件をそろえ、都市景観室に屋外広告業登録申請書を提出してください。
- 福岡県の登録を受けている場合でも、福岡市内で屋外広告業を営むためには福岡市への登録が必要です。

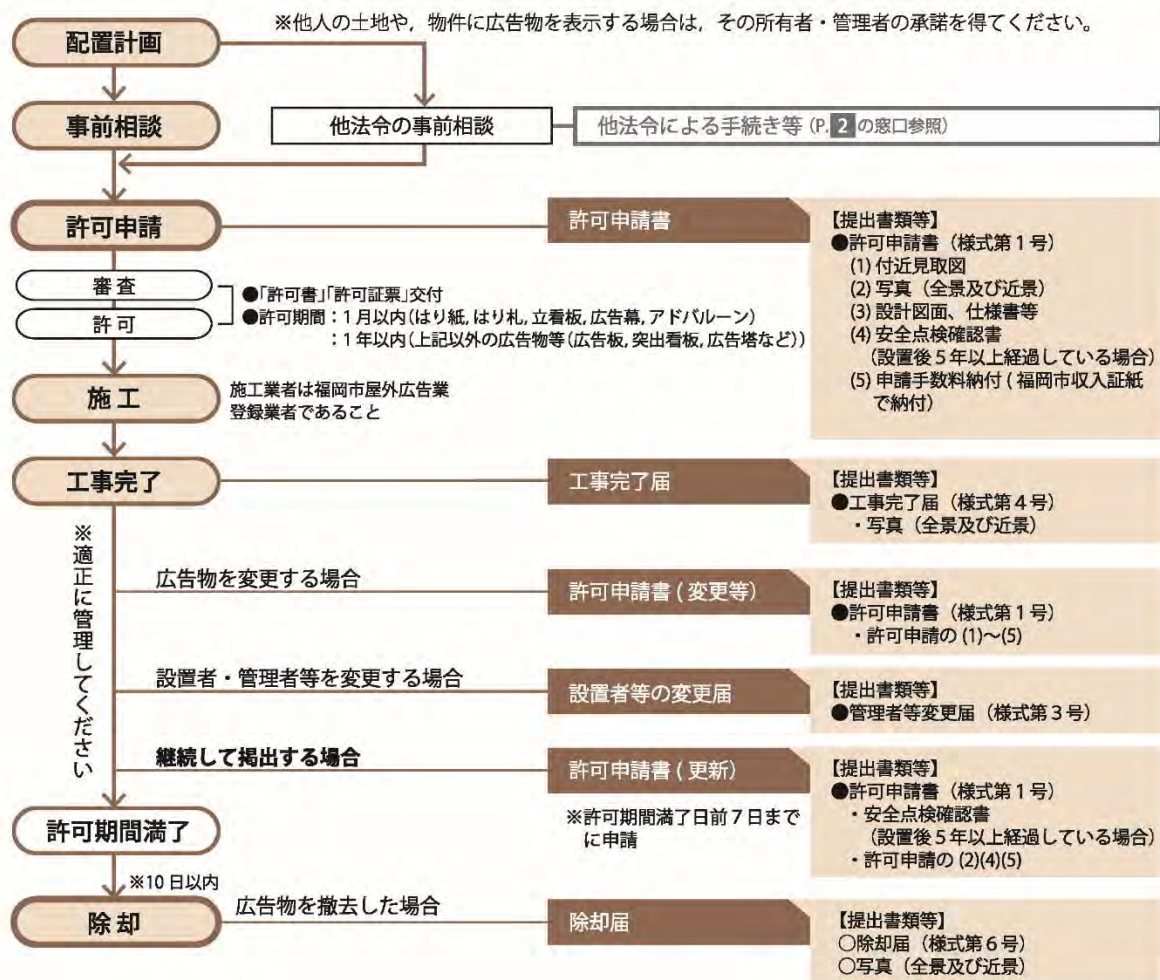
※ 屋外広告業とは：屋外広告物の表示や掲出物件（広告板、広告塔など）の設置を行う営業のことで、具体的には広告主から工事を請け負う施工業者が該当します。元請け、下請けは問いません。なお、工事を業として請け負わないような広告代理業等や、単に印刷、製作等を行うだけのものは該当しません。

■屋外広告物の基準

7 許可申請手続き等の進め方

屋外広告物許可申請手続きの流れ

《手続き等窓口：住宅都市局都市景観室》



許可申請等に伴う手数料

- 許可申請（変更等、更新を含む）をするときは、次の表の手数料を、福岡市収入証紙（【販売所は P. 17 参照】）で納めてください。現金等での納付はできません。
- 非営利の広告物については、手数料は不要です。

区 分	単位	手 数 料	許可期間	区 分	種 別	単位	手 数 料	備 考	許可期間
はり紙の類	1枚	5円	1月以内	広告板・広告塔 ・ 屋上設置広告物 ・ 壁面設置広告物 ・ 地上設置広告物 ・ 突出広告物 ・ 発光可変表示式広告物 ・ その他これらに類似するもの その他の広告物 ・ 壁面利用広告物 （直塗付、シート貼り） ・ のぼり旗 ・ 定期路線バスの外面の一部を利用する広告物 など	1㎡未満	1個	200円	照明を伴うものは、左記に定める額の2倍とする。	1年以内
はり札の類	1枚	10円			1㎡以上 2㎡未満		400円		
広告幕	1枚	400円			2㎡以上 5㎡未満		800円		
立看板	1個	200円			5㎡以上 10㎡未満		1,600円		
アドバルーン	1個	1,000円			10㎡以上 20㎡未満		3,200円		
電柱を利用する広告物	1個	200円	20㎡以上 30㎡未満		5,000円				
			30㎡以上 50㎡未満		8,000円				
定期路線バスの外面の全部を利用する広告物	1台	20,000円	1年以内	50㎡以上	8,000円に1㎡増すごとに200円を加算した額。				

福岡市住宅都市局地域まちづくり推進部都市景観室
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1（市庁舎4階）
電話：092-711-4395 FAX：092-733-5590
E-mail：toshikeikan.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

屋外広告物に関することは、
福岡市ホームページでご覧いただけます。

福岡市屋外広告物 検索

■窓口・問い合わせ先一覧

①博多港景観形成指針

臨港地区に位置する場合の景観形成に関すること

【窓口】福岡市港湾空港局港湾計画部計画課

TEL:092-282-7131 FAX:092-282-7771

e-mail:keikaku.PHB@city.fukuoka.lg.jp

②福岡市景観計画

景観法に定める大規模建築物等に該当する場合の届出等に関すること

【窓口】福岡市住宅都市局地域まちづくり推進部都市景観室

TEL:092-711-4589 FAX:092-733-5590

e-mail:toshikeikan.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

③アイランドシティ港湾関連用地・香椎パークポート地区景観形成ガイドライン

アイランドシティ・香椎パークポート地区内の港湾関連用地に位置する場合の景観形成に関すること

【窓口】福岡市港湾空港局アイランドシティ事業部計画調整課

TEL:092-282-7041 FAX:092-282-7044

e-mail:keikaku-c.PHB@city.fukuoka.lg.jp

④博多港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例

臨港地区内における構築物の用途に関すること

【窓口】福岡市港湾空港局港湾振興部港湾管理課

TEL:092-282-7173 FAX:092-282-7772

e-mail:kowankanri.PHB@city.fukuoka.lg.jp

⑤港湾法第38条の2の規定に基づく港湾管理者（福岡市港湾空港局）への届出

臨港地区内で、施設を建設・改良するなどの一定の行為をしようとする場合の届出に関すること

【窓口】福岡市港湾空港局港湾振興部港湾管理課

TEL:092-282-7173 FAX:092-282-7772

e-mail:kowankanri.PHB@city.fukuoka.lg.jp

⑥屋外広告物条例

屋外広告物を表示する際の許可等に関すること

【窓口】福岡市住宅都市局地域まちづくり推進部都市景観室

TEL:092-711-4395 FAX:092-733-5590

e-mail:toshikeikan.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

【本指針に関するお問い合わせ】

福岡市 港湾空港局 港湾計画部 計画課

TEL : 092-282-7131, 7133

FAX : 092-282-7771

E-mail : keikaku.PHB@city.fukuoka.lg.jp